

平成25年12月甲良町議会定例会会議録

平成25年12月5日（木曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 議席の指定及び変更
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 諸般の報告
- 第5 認定第10号 平成24年度滋賀県自治会館管理組合一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 第6 議案第51号 甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第52号 甲良町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第53号 甲良町公共下水道使用料条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第54号 甲良町督促手数料および延滞金徴収等に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第55号 甲良町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第56号 甲良町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第57号 甲良町公営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第58号 町長の専決事項の指定の一部変更について
- 第14 議案第59号 彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき、議決を求めることについて
- 第15 議案第60号 滋賀県市町土地開発公社の解散について
- 第16 議案第61号 平成25年度甲良町一般会計補正予算（第4号）
- 第17 議案第62号 平成25年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 第18 議案第63号 平成25年度甲良町土地取得造成事業特別会計補正予算（第2号）
- 第19 議案第64号 平成25年度甲良町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第20 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについて
- 第21 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 第22 意見書第5号 第79回国民体育大会主会場（開・閉会式会場）を滋賀県立彦根総合運動場一帯地域に招致を求める意見書(案)

第23 意見書第6号 特定秘密の保護に関する法律案を廃案にすることを求める意見書（案）

第24 請願第3号 TPP交渉からの撤退を求める請願

第25 一般質問

◎会議に出席した議員（11名）

1番	山田裕康	2番	阪東佐智男
3番	野瀬欣廣	4番	西川誠一
5番	濱野圭市	6番	丸山光雄
7番	木村修	9番	丸山恵二
10番	金澤博	11番	西澤伸明
12番	建部孝夫		

◎会議に欠席した議員（1名）

8番 藤堂一彦

◎会議に出席した説明員

町長	北川豊昭	教育長	堀内光三
総務課長	大橋久和	会計管理者	中川愛博
教育次長	金田長和	税務課長	上田和光
企画監理課長	中山進	人権課長	奥川喜四郎
道の駅管理室長	茶木朝雄	建設水道課長	若林嘉昭
住民課長	山本昇	保健福祉課長	川嶋幸泰
学校教育課長	塚口博	社会教育課長	池田弥太郎
総務課参事	中川雅博	産業課参事	阪東克美
建設水道課参事	北坂仁		

◎議場に出席した事務局職員

事務局長 陌間忍 書記 宝来正恵

(午前9時01分 開会)

○**建部議長** ただいまの出席議員数は11人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成25年12月甲良町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 議席の指定及び変更を行います。

先の甲良町議会議員補欠選挙において、当選された方の議席に関連し、会議規則第4条の規定により、配布いたしましたとおりの議席の指定及び変更をいたします。

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番 野瀬議員および4番 西川議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月13日までの9日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**建部議長** ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月13日までの9日間と決定いたしました。

次に、日程第4 諸般の報告をいたします。

委員会条例第7条第1項の規定により、欠員となっていました産業建設文教常任委員、予算・決算常任委員、議会改革特別委員、盗水疑惑特別委員に山田議員を選任いたしましたので報告いたします。

これより、町長の挨拶、行政報告および提案説明を求めます。

町長。

○**北川町長** 本日、平成25年12月甲良町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

平成25年度12月定例会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたびの町長選挙で、町民の大変多くの皆様にご指示をいただきまして、再び当選をさせていただきました。高席ではありますが、温かいご支援、ほんとうにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

また、町長選挙と同日に行われた議会議員補欠選挙において、山田裕康さ

んが当選されました。まことにおめでとうございます。甲良町発展のため、議員としての役割をしっかりと果たしていただけることを期待いたしております。

さて、本議会は私にとりまして、2期目のスタートの議会となります。私は、改選にあたり、4年かけて築いてきた1点の曇りもない開かれた町政の推進を基本に、有言実行でマニフェストに取り組みますと訴えてまいりました。

子育て支援として、中学校卒業までの医療費の無料化、育児に必要なおむつと粉ミルクの購入の一部補助、福祉関係では、各種ワクチンの費用助成、障害者、産休認定者の医療費の全額補助など、教育関係では、東西小学校に英語教師を1人ずつ配置、人権関係では、改良住宅の譲渡に向けた取り組み、あらゆる差別を許さない人権尊重のまちづくりの推進、環境関係では、スズメバチの巣の駆除の補助、太陽光発電設置補助など、農業振興では、道の駅への出荷農産物の生産者への補助、滋賀県が推奨する新品種「みずかがみ」の栽培の推進など、商工観光振興では、地元業者の受注拡大の取り組みと併せ、住宅リフォーム補助、湖東三山スマートインターの開通に伴い、西明寺あるいは道の駅「せせらぎの里こうら」への集客に向けた取り組みなど、まちづくりでは、総務省事業によるまちづくり協力隊設置による特産品開発、空き家対策の取り組みなど、自治振興補助金制度の3年間の更新、防災関係では、災害時の一時避難場所の確保や保存食を備蓄するための防災センター建設へ向けての取り組み、各字公共施設の耐震補強工事の補助の継続など、あらゆる分野の施策をクリーンでオープンに推進いたしてまいります。

どうか議員各位におかれましては、今後の町政運営におきましても、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

まず、報告事項であります。災害時の総合協定を10月17日に締結をいたしました。鳥取県の中部定住自立圏域の1市4町と湖東定住自立圏域の1市4町の10市町で、災害が発生し、救助を必要とする場合は、圏域で相互および支援をすることになりましたので報告をいたします。

次に、本日提案をさせていただきます案件について、その概要をご説明申し上げます。

認定第10号は、滋賀県自治会館管理組合が解散されたことに伴い、平成24年度滋賀県自治会館管理組合一般会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。

議案第51号は、国民健康保険会計の安定した運営のため、甲良町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

議案第52号、議案第53号は、消費税法および地方税法の税率の改正に

に伴い、甲良町水道事業給水条例および甲良町公共下水道使用条例の一部を改正するものであります。

議案第54号から議案第57号は、地方税法の一部が改正されたことに伴い、延滞金の割合の引き下げが税外収入にも適用されるため、甲良町督促手数料および延滞金徴収等に関する条例、甲良町後期高齢者医療に関する条例および甲良町介護保険条例ならびに甲良町公営住宅管理条例の一部を改正するものであります。

議案第58号は、訴訟の提起および裁判上の和解ならびに調停に関することが専決で行えるよう町長の専決事項の指定の一部を変更するものです。

議案第59号は、彦根市と締結した定住自立圏形成協定書の生活機能の強化に係る政策分野に火葬場の項目を追加することにつき、議会の議決をお願いするものです。

議案第60号は、滋賀県市町土地開発公社の解散について設立団体の議会の議決が必要でございますので、議決をお願いするものでございます。

次に、議案第61号は、平成25年度甲良町一般会計補正予算（第4号）で、4,452万2,000円を増額し、補正後の予算額を35億8,998万2,000円とするものでございます。

主な内容といたしましては、歳入では、法人税および県支出金の子育て支援環境緊急整備事業補助金などの増。歳出では、総務費で電気自動車急速充電器設置工事、民生費では、自立支援給付システム変更事務委託、子ども子育て制度対応システム構築業務委託、土木費で、改良住宅屋根改修工事などの増によるものでございます。

議案第62号は、平成25年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）で、69万6,000円を減額し、補正後の予算額を6,637万4,000円とするものでございます。

議案第63号は、平成25年度甲良町土地取得造成事業特別会計補正予算（第2号）で、50万8,000円を増額し、補正後の予算額を608万2,000円とするものでございます。

議案第64号は、平成25年度甲良町下水道事業特別会計補正予算（第2号）で、200万円を増額し、補正後の予算額を4億3,148万2,000円とするものでございます。

諮問第1号は、人権擁護委員の内、任期満了者があり、再任をお願いいたしたく、人権擁護審議会法の定めにより、候補者の推せんについて議会の意見を求めるものであります。

以上、簡単ではございますが、本日提出いたしました案件について、その概要を申し上げます。何とぞよろしくご審議いただき、適切な認定、議決

等を賜りますようお願いを申し上げます、提案説明といたします。

○**建部議長** 次に、日程第5 認定第10号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 認定第10号 平成24年度滋賀県自治会館管理組合一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて。

平成24年度滋賀県自治会館管理組合一般会計歳入歳出決算は、別冊決算書のとおりであるので、地方自治法第233条第2項および同法施行令第5条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付して認定を求める。

上記の議案を提出する。

平成25年12月5日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○**大橋総務課長** それでは、認定第10号 平成24年度滋賀県自治会館管理組合一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて説明いたします。

この自治会館につきましては、25年3月31日付で解散しました。12団体からなるものでございます。滋賀合同ビルの耐震化改修のために取り壊されるということで、全て解散いたしました。

それでは、決算書の1ページをご覧ください。

平成24年度滋賀県自治会館管理組合歳入歳出決算書、歳入の部。1款 分担金及び負担金、収入済み額1,745万2,596円、2款 使用料及び手数料2,630万3,328円、3款 財産収入11万9,744円、4款 繰入金1億8,272万6,000円、5款 繰越金933万3,221円、6款 諸収入7,460万8,370円。歳入合計、収入済み額3億1,054万3,259円。

2ページでございます。歳出の部。1款 議会費7万8,784円、2款 総務費2億8,363万3,762円、3款 会館費2,559万6,710円。歳出合計は、3億930万9,256円でございます。歳入歳出差引残高123万4,003円。

続きまして、7ページをご覧ください。

歳入総額3億1,054万3,259円、歳出総額3億930万9,256円、歳入歳出差引額123万4,003円。実質収支額も同額でございます。なお、この額につきましては、事務承継団体の野洲市に引き継がれました。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○**建部議長** 質疑に先立ちまして、監査委員の木村議員から平成24年度滋賀県自治会館管理組合一般会計歳入歳出決算審査の報告を求めます。

木村議員。

○**木村議員** それでは、朗読させていただきます。

甲良町 北川豊昭様。

甲良町監査委員 上野安徳、同木村修でございます。

平成24年度滋賀県自治会館管理組合一般会計決算等審査意見書の提出について。地方自治法第292条において準用される同法第233条第2項および同法施行令第5条第2項、第3項の規定に基づき、審査に付された平成24年度滋賀県自治会館管理組合一般会計歳入歳出決算に対する審査結果の意見を次のとおり提出いたします。

審査の理由。

滋賀県自治会館管理組合は、昭和43年に設立され、滋賀県自治会館の設置、管理および運営に関する事務の共同処理を目的として設立された一部組合であるが、平成25年3月31日に設置目的が終了したとして解散された。解散後の処理については、地方自治法施行令第5条が準用され、旧組合の管理者である野洲市長が決算を行い、各構成団体ではこの決算を監査委員の審査を経て、議会の認定に付することと定められている。本件は、このような理由により、決算審査を行ったものである。

2、審査の対象、平成24年度滋賀県自治会館管理組合一般会計歳入歳出決算書。平成24年度滋賀県自治会館管理組合一般会計歳入歳出事項別明細書。滋賀県自治会館実質収支に関する調書。滋賀県自治会館財産に関する調書。

審査の日でございますが、平成25年10月18日でございます。

審査の結果。

審査に付された決算書、実質収支に関する調書、決算事項別明細書、財産に関する調書は、地方自治法、その他の諸規定に従い作成されていること、決算の計数についても、関係諸帳簿、証拠書類と符合して正確であることを認めました。

参考資料として、最後のページに決算の概要を添付してあります。

以上でございます。

○**建部議長** 決算審査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これに認定することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席願います。

起立全員であります。

よって、認定第10号は認定されました。

次に、日程第6 議案第51号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第51号 甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成25年12月5日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

税務課長。

○**上田税務課長** 議案第51号 甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。1枚めくっていただけますでしょうか。

甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。甲良町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の4.8」を「100分の5.8」に改める。

第5条中「1万8,000円」を「2万2,000円」に改める。第6条中「100分の2.2」を「100分の2.8」に改める。第7条の2中「8,000円」を「1万円」に改める。第8条中「100分の1.6」を「100分の2.0」に改める。第9条の2中「9,000円」を「1万円」に改める。

これ以降の23号以降については、軽減額の改正でございます。

第23条第1号ア中「1万2,600円」を「1万5,400円」に改める。同号ウ中「5,600円」を「7,000円」に改める。同号オ中、「6,300円」を「7,000円」に改める。同条第2号ア中「9,000円」を「1万1,000円」に改める。同号ウ中「4,000円」を「5,000円」に改める。同号オ中「4,500円」を「5,000円」に改める。同条第3号ア中「3,600円」を「4,400円」に改める。同号ウ中「1,

600円」を「2,000円」に改める。同号オ中「1,800円」を「2,000円」に改める。

付則。

施行期日。1、この条例は平成26年4月1日から施行する。

適用区分。2、改正後の国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

西澤議員。

○**西澤議員** きの中の全員協議会でも質問をいたしましたが、それに加えて、今日、質問いたしたいのは、現在の滞納世帯の数、加入世帯数の中の何割を占めるのかという点。

そして、もう一つは、その滞納比率が県下の中でどういうランクに位置づけられているのかの説明をお願いしたいと思います。

それから、もう一つは、きのういただきました所得階層別、それから世帯人数別平均保険額、現行と改正案の差額というところを見ているわけですが、103万以下の世帯が甲良町では70.5%と、大変貧困な状況がこの数字の中にもあらわれています。また、滞納者の中にもこういう家庭がおられるんだと思いますが、1世帯当たり平均保険額、これが説明がありました法定減免後の金額で1人世帯、2人世帯、3人世帯、4人世帯、5人世帯、6人世帯というように表示してありますが、この法定減免を受けた後でもこんだけの、例えば1人世帯で2,808円、6人世帯ですと1万1,400円。月々に直しますと、ほんのわずかなように見えます。しかし、引き上げるというインパクトは非常に大きいもので、滞納家庭、滞納をされずに一生懸命、町への支払い、国保税の負担をされている方から見れば、大変な重荷に受けとめられます。

その点で、この滞納の世帯数とこれから今回、引き上げるとのバランスでどのように考えているのかお答え、説明をお願いいたします。

以上、2点です。

○**建部議長** 税務課長。

○**上田税務課長** まず、第1点目でございますが、国民健康保険税の滞納者数ということでございます。全県下の状況も含めてというご質問であったと思いますが、まず甲良町の世帯数が、平均で言いますと1,163所帯。日々変わってきますので、大体これぐらいということで統計を出ささせていただきます。この内の滞納者数、世帯数でございますけれども、184世帯という

ことであります。国民健康保険税は、世帯主課税ということですので、何人入っていても、その世帯主の方が納税義務者でございますので、184世帯の滞納世帯があると。率で言うと、15%余りということになっております。

ほかのところをちょっと調べさせていただいておまして、数字的な世帯数と滞納世帯数が出ておりますが、ちょっと率までは今、出しておりませんが、見ている限り、甲良町の15%は率的には非常に高い、滞納者数率にはなっていると思います。データのまたお示しはできると思いますので、よろしくお願ひしたいなと思います。

そして、2点目でございますが、今回の改正によりまして、きのうの2ページ目のゼロ所帯については、31%余り、全体であるということで、その中で1人世帯が2,804円余り、1年間で上がるということですが、少ないといえども上がるということで、滞納者に対してどのような対応をしておられるのかという話でございますが、先ほど申しましたように、国保会計は非常に厳しい中で、この税率を上げないと、もう皆さんの医療費の支払いができない状況に陥るといふことにはなってはならないことでございますので、この税率を上げないと、その支払いも滞るといふことで、その部分は最低限、この税率でさせていただかないと、今後の運営ができないということになります。それも含めて、滞納されている方というか、非常に支払いが困難な方については、この額でお支払いはしていただかなければならないということには間違いございませんが、払えないという状況があるのであれば、役場の方にご相談いただいて、もうどうしてもできないと、うちの方の調査もさせてもらって、所得もあまりないということをうちの方で確定して判定させてもらったら、分納での支払いということに応じて、そのあたりのところはその人と十分協議をして、分納とかそういう形でできるかどうかを両方で検討して払っていただく方向でやっていくしか、それしかないと考えております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 1番目の方は、わかりました。統計の数字が出ていますので、後で資料をいただきたいと思ひます。

2つ目の方ですが、結局、対応で言えば分納というようになります。分納の1回分は少なくても済みますけども、分納の総額、それから、今まで引き上がる前までの滞納の累積、決算書で9月議会で明らかになってはいますが、滞納額は非常に大きく膨らんでいます。そういう点から見ても、次の質問はそのことを引き上げる上で、国保会計の厳しい状況を打開する、その意味から負担額を引き上げるということなんですけど、全国各地では、多数ではありませんが、一般会計からの繰り入れを増やして、その分を引き上げずに済ませ

るということをやっている自治体が出ています。その点でも、甲良町で引き上げずに頑張っている、それから、一般会計も繰り入れて、そういう協力ももらう。確か、国保の滞納金額は5,000万か6,000万に累積をしていたように思いますが、4,000万弱だったかわかりませんが、数字はちょっと確かに覚えていませんが、その金額を払ってもらおうと思えば、やはりその協力が必要なんですよね。その協力は、町がこういうような努力をしているということを制度的に体制上も示さなければ、分納の点でも相談いただければということですけども、結局は払わんならんわけです。この点でも、そういう方向が示せないのかどうか。つまり、一般会計からの繰り入れというのは、選択肢の中でどういうような考えられたのかの説明をお願いします。

○建部議長 税務課長。

○上田税務課長 まず、一般会計からの繰り入れという話ですけども、一般会計の法定での繰り入れというのは、当然、甲良町もさせていただいているというところがございますが、赤字補填のための一般会計の繰り入れというのをほかの市町村でやっておられるところもあるというのは聞いておりますが、これについても甲良町の方としては、まず、税率を滋賀県、全国と比べた場合に、非常に高く、それ以上、上げられないという状況がある場合には、やっぱり一般会計の繰り入れも考えていく方向はあると思うんですが、きのう示させてもらったように、滋賀県下における甲良町の税率はまだまだそれほど平均よりも低い。まだ、努力する部分はあるんじゃないかと考えております。

そういう意味で、まず、適正な税率という意味では、まだ少し低い状況があるということで、その分、やっぱり少し国保の加入者での努力というのが、まだ必要ではないかなと考えております。

そして、もう一つ、繰り入れというのは、社会保険の方からもその負担をさせていただくということになり得るということですね。一般会計ということは、国保の方も社会保険の方も、税金の中から投入するということですから、まず、国保の方の税率をまず適正にして、それでも無理ということであれば、繰り入れということも考えるんですが、社会保険の方の税も入っているということになると、少し考えなければいけないという状況があるんじゃないかなということと、もう一つ、払えない方の対応については、少し言い忘れましたが、所得を調査した上で、ある、ないということで、もしそれが無いということであれば分納、そして、分納でも無理ということであれば、不納欠損というか、粛々とない場合は落とさざるを得ない状況もあるということでございますので、その部分もふまえて対応していきたいと考えております。

○建部議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

なお、討論、採決につきましては、最終日13日に行います。

次に、日程第7 議案第52号および日程第8 議案第53号を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第52号 甲良町水道事業給水条例の一部を改正する条例、議案第53号 甲良町公共下水道使用料条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成25年12月5日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課参事。

○**北坂建設水道課参事** それでは、甲良町水道事業給水条例の一部を改正する条例および甲良町公共下水道使用料条例の一部を改正する条例につきまして説明させていただきます。

まず、表をめくっていただきまして、甲良町水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

第11条第1項および第26条中の「100分の105を乗じて得た金額」を「消費税率および地方消費税率を乗じて得た額を加算した金額」に改める。消費税の改正による変更でございます。

付則。この条例は、平成26年4月1日から施行いたします。

また、次の議案第53号でございます。甲良町公共下水道使用料条例の一部を次のように改正するというところでございます。

第4条中「別表のとおり」を「別表に定める基本料金と超過料金の合計額に消費税率および地方消費税率を乗じて加算した合計額」に改め、同条に次のただし書を加える。「ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる」。これも、消費税の改正に伴うものでございます。

付則。この条例は、平成26年4月1日から施行するというところでございます。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 議案第52号、53号に共通することで、討論させていただきます。

消費税率の引き上げに伴う改正であるとの議案説明、きのうの説明でありました。文言を見ますと、改正後の文言は、どの税率になろうとも対応できる内容になっていますが、8%、さらに1年半後には10%へと引き上げを前提にしていることには変わりありません。

私どもは、来年の4月からの消費税の引き上げ、これについては消費税そのものに対する考え方や対応、これが違ったとしても、今の経済状況、それから賃金が依然として引き上がらない状況、他の諸物価の高騰などに鑑みて、来年4月1日からの消費税率8%の実施は中止すべきだという立場を取っています。そういう点で、議案第52号、53号については、国の消費税率、これに従わざるを得ないという側面を持ちながらも、そのことに対応するというので準備をしている条例ですので、容認ができないということを表明させていただきます。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

採決は、個々に行います。

これより議案第52号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第52号は可決されました。

次に、議案第53号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第53号は可決されました。

次に、日程第9 議案第54号から日程第13 議案第57号までを一括議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第54号 甲良町督促手数料および延滞金徴収等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第55号 甲良町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

議案第56号 甲良町介護保険条例の一部を改正する条例。

議案第57号 甲良町公営住宅管理条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成25年12月5日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を順次求めます。

まず、総務課参事。

○**中川総務課参事** 議案第54号 甲良町督促手数料および延滞金徴収等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

今回の改正は、当分の間の処置として現在の低金利の状況に合わせ、延滞金の割合を引き下げるための地方税法の一部を改正する法律が施行されたことにより、本条例を改正するものでございます。

甲良町督促手数料および延滞金徴収等に関する条例の一部を次のように改正する。

付則第3項中「延滞金」の次に「年14.6%の割合および」を加え、「隔年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合をいう。」を「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1%未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を「その年の（以下この項において、「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6%の割合にあつては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）」に改めるものであります。

付則として、施行期日1、この条例は平成26年1月1日から施行する。
経過措置2、この条例による改正後の甲良町督促手数料および延滞金徴収等に関する条例付則第3項の規定は、延滞金のうち、平成26年1月1日以降の期間に対応するものについて適用し、延滞金のうち、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によるものであります。

以上であります。よろしく申し上げます。

○建部議長 保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長 議案第55号 甲良町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

この条例改正につきましても、延滞金の税率改正により条例の付則を改正するものでございます。

甲良町後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

付則第3条中「延滞金」の次に、「年14.6%の割合および」を加え、「各年の前年の11月30日を経過するときにおける日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に、年4%の割合を加算した割合をいう。」を「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ」に、「その年中において、当該特例基準割合（当該割合に0.1%未満の端数のあるときは、これを切り捨てる。）」を「その年の（以下この項において、「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）」に改める。

付則。施行期日でございます。この条例は、平成26年1月1日から施行する。経過措置。この条例における改正後の甲良町後期高齢者医療に関する条例付則第3条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以降の期間に対応するものについて適用し、延滞金のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

以上でございます。よろしく申し上げます。

続きまして、議案第56号 甲良町介護保険条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

延滞金については、先ほどありました督促手数料および延滞金徴収等に関する条例を準用することにより改正するものでございます。

甲良町介護保険条例の一部を次のように改正する。

第12条第1項を次のように改める。

保険料の延滞金については、甲良町督促手数料および延滞金徴収等に関する条例第4条の規定を準用する。

第12条第2項を削る。

付則。この条例は、平成26年1月1日から施行する。

以上でございます。

○建部議長 人権課長。

○奥川人権課長 議案第57号 甲良町公営住宅管理条例の一部を改正する条例。

甲良町公営住宅管理条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項を次のように改める。

2項、家賃の延滞金については、甲良町督促手数料および延滞金徴収等に関する条例第4条の規定を準用する。

付則といたしまして、この条例は平成26年1月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。議案番号を告げて質疑をお願いします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 議案54号から57号について、共通して討論をさせていただきます。

この延滞金の徴収に関する金利の設定は、高金利のそしりがありました。滞納金という性格上、ペナルティの正確も持ち合わせて設定をされているのだと理解をしています。低金利になってから、既に長い間が経過しています。そういう点で、おそきに失したとはいえ、引き下げに応じたものであり、歓迎をして賛成討論といたします。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第54号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第54号は可決されました。

次に、議案第55号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第55号は可決されました。

次に、議案第56号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第56号は可決されました。

次に、議案第57号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第57号は可決されました。

次に、日程第13 議案第58号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第58号 町長の専決事項の指定の一部変更について。

上記の議案を提出する。

平成25年12月5日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明求めます。

人権課長。

○奥川人権課長 議案第58号 町長の専決事項の指定の一部変更について。

町長の専決事項の指定についての一部を次のように改正する。

本則中「のうち、その目的の価格が300円以下の金銭債権にかかるもの」を削る。

付則といたしまして、この指定は公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 この専決事項の変更については、以前、条例が改正をされたところではありますが、今回300万の枠の上限を外すという議案が目の前にあらわれて、それに支障を来すということで、この改正の提案になったんだと思いますが、その経過についてご説明いただきたいのが1つ。

それから、もう一つは、つまり、専決事項は議会の承認を得ずに係争、それから裁判、和解が提起できるという町長の権限がされるわけですが、その後、次の議会で報告がされ、承認ないしは賛否が問われる形ですが、この中身で言いますと、急いで議会にかける間、つまり年4回ですので3カ月、この間に発生した事案、待てない状況も中にはあるということで、こういう枠、300万そのものも非常に大きな金額ですが、その経過の点。その2点、よろしくをお願いします。

○建部議長 人権課長。

○奥川人権課長 先日の全協でもご説明申し上げましたけども、新築資金等の貸しつけにおきまして、未収債権につきまして、限度を超えるものがございます。先ほど議員が申されましたが、今すぐにではなしにですが、議会の方では先ほど言われました年4回の定例的な議会が基本になってまいります。それで、進めてまいります督促手続につきまして、必ずこれに該当することになるかならないかは、今のところはわかりませんが、専決事項で定めておかないと、決められた議会のときにしか議決がいただけないとなってくると、その時期がおそくなるとかいう形で、今回、改正をお願いするものでございます。先ほど申されました2番目の部分にも該当しますけれども、一応そういう形で改正をお願いするものでございます。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論、採決は最終日に行います。

次に、日程第14 議案第59号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第59号 彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき、議決を求めることについて。

彦根市と締結した定住自立圏形成協定を別紙のとおり変更することにつき、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の規定により、議会の議決を求める。

上記の議案を提出する。

平成25年12月5日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

企画監理課長。

○**中山企画監理課長** 議案第59号 湖東定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書についてご説明申し上げます。

平成21年10月4日、彦根市（以下「甲」という。）と甲良町（以下「乙」という。）との間に締結した湖東定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のように変更する協定を締結するというものでございます。

第3条第1号に次のように加える。

ク、火葬場。

（ア）取り組みの内容。1市3町（彦根市、豊郷町、甲良町および多賀町）において供用している彦根愛知犬上広域行政組合の火葬場を、新たに愛荘町を加えた1市4町において供用するため、大規模災害にも強く、また、環境負荷の低い火葬場として整備し、快適で衛生的な生活環境の維持を図る。

（イ）甲の役割。彦根愛知犬上広域行政組合規約に規定する負担割合に基づき、彦根愛知犬上広域行政組合が新たに設置する火葬場の設置に必要な経費を負担する。

（ウ）乙の役割。彦根愛知犬上広域行政組合規約に規定する負担割合に基づき、彦根愛知犬上広域行政組合が新たに設置する火葬場の設置に必要な経費を負担する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

彦根市長、甲良町長。

なお、協定日につきましては、関係議会のご承認がいただけた後、速やかに両関係機関で協議の上、設定の予定でございませう。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 3点、質問をいたします。

1つは、ここのイの甲の役割、ウの乙の役割のところに書かれています彦根愛知犬上広域行政組合規約に規定する負担割合で計算をしますと、彦根対甲良町の割合はどれだけになるのかの説明をお願いしたいと思います。

2つ目は、今回、計画されている事業費総額がどのぐらいになって、甲良町の割合はこの中で出てくるわけですが、その計画上の金額で言えば幾らになるのかの説明をお願いしたいと思います。

3つ目は、この協定の一部変更のもとになった事業計画が既に発表されています。このことについては、私は広域組合の議会の議員をさせていただいていますので、事情はわかりますが、甲良町の12人の議員さん、私以外の11人の議員さんで状況を掌握して、説明を受けるという機会がないまま、この協定の変更ということになります。

続けて聞きますと、平成16年2月には一部改修の計画が出ていました。それから、2つ目には、24年12月に出ていました。ですから、この議員に対する説明が必要ではないのかと。この3点をよろしくお願いします。

○建部議長 住民課長。

○山本住民課長 今のお尋ねの件でございます。

まだ、実施設計は今やっておられる最中ですので、総額はおおよそ12億円ということは聞いております。

それと、負担割合でございますが、彦根市が61.85%、甲良町が7.87%でございます。

それと、説明でございますが、実施設計が終わった後、また議員さんの方には、平面図等をもらいまして、次回の議会のときには説明をと考えております。

以上でございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 この規約に基づいて、現在、人口1人当たりの負担割合、負担金と分担金が広域組合に計上されていますが、その決算で見ますと、8月1日現在の住民で割りますと、彦根が1にしますと、甲良町は2.21、豊郷町が人口が少ないですので、2.24、多賀町が2.21となっています。つまり、財政の点で彦根市の2倍を町民1人当たり、甲良町が負担しなければならないという仕組みになっています。通常の運営経費の割合がこうなっていますが、改めて12億もする費用を、この組合規約に基づいて、人口1人当たりで割りますと、彦根市が1、甲良町が2.21。これは、間違いはないですか。

○建部議長 住民課長。

○山本住民課長 計算はちょっとできておりませんが、この負担割合につきましては、担当課長、また管理者会の中で決定をさせていただきたい割合でございますが、一番近い国勢調査の人口割で、8割を人口割、それから、20%を各市町で平等割としますと、その計算でいきますので、西澤議員が言われる数字とは若干違って来るかもわかりませんが、先ほど言いました2割が各市町に対する均等割で、2割を割りまして、あと残り80%を人口割で割っていきますので、これの差が出てくるかなと思っております。

○建部議長 ほかに質問。

阪東議員。

○阪東議員 取り組み内容のところで、きのうも西澤議員の方が耐震という形のもので質問をされたんですけれども、その次に環境負荷の低いということで書かれています。これは、当然、今の火葬場というのが、環境影響評価という形をされて、どのレベルに低減するのかということをもう既に決められていると思うんですけれども、それについてお答えを願いたいと思います。

○建部議長 住民課長。

○山本住民課長 現状の基準に合わせた基準で設計をしていただいておりますので、細かな数字は手元に持っておりませんので、また次回のために報告をさせていただこうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○建部議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 この協定書の一部変更については、協定書の変更だけには終わりません。この先には、一部改修で済むということで平成16年2月に報告がされているのが、平成12年12月には全面改築というようになりました。もちろん、この全面改築が、先ほど阪東議員も指摘をされていましたが、耐震の状況、大規模災害に対応するというので改修をされるわけですが、それにしても、この経済状況の中で負担がまたぞろ甲良町にかかってきます。

そういう点で、私はこの広域の組合で決定をする議会で問題ではありますが、参加をする各自治体で、そして議会で、この計画内容が詳細にわたって説明を受け、そして、その是非についての判断ができる場がぜひ必要だと思います。加えて、先ほど言いましたように、計上経費ならともなく、それも非常に不合理な点があるわけですが、私が現に計算をした金額で負担割合の人口比率、甲良町が7,632人というので、8月1日現在、国勢調査ですと、さらに少なくなります。彦根市が11万2,600人ですので、それで割っていきますと、1対2.21というように、彦根の2倍以上の負担を強いられてまいります。建設費についても、この割合でいくということですから、とうてい私は容認できない。見直しも含めて、ぜひとも検討いただきたいということを要請をしまして、反対討論といたします。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第59号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第59号は可決されました。

次に、日程第15号 議案第60号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第60号 滋賀県市町土地開発公社の解散について。

公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により、滋賀県市町土地開発公社は平成26年3月31日をもって解散する。

平成25年12月5日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○**大橋総務課長** それでは、議案第60号 滋賀県市町土地開発公社の解散について。裏面をご覧ください。

土地開発公社の解散を必要とするに至った理由。

滋賀県市町土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、公共用地、公用地等の取得、管理、処分を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的に、昭和49年9月1日に設立し、今日に至っている。

その間、各構成団体で必要な公共用地等を計画的に確保し、住民福祉の向上を図ってきたが、初期の目的を達成し、平成25年度をもって全ての事業が完了することから、平成26年3月31日をもって解散することとするものでございます。

これによって、議会の議決を必要としますので、今回お願いするものでございます。平成25年で野洲市のみ残ってしまして、その残高が1,601万1,869円ありました。それが、今回、全て完済したということでございます。

これによりまして、その下の抜粋の一部であります。残余財産があった場合は、それぞれ出資した地方公共団体に分配するというところでございます。この場合、基本財産が620万円ありまして、予算上の現在では現金、248万3,432円。620万円との合計、868万3,432円があり

ます。これを設立団体の出資した額で割り戻しますと、甲良町は3.2%、27万9,470円。これは今現在、予算上のことでございますので、3月31日にまた残余財産が出れば、それもふまえて処分配分されるということでございます。よろしくお願いいたします。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。
これより、議案第60号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。
起立全員であります。
よって、議案第60号は可決されました。
ここで、暫時休憩をいたします。10時30分まで。

(午前10時12分 休憩)

(午前10時28分 再開)

○建部議長 それでは、再開いたします。
次に、日程第16 議案第61号を議題といたします。
議案を朗読させます。
局長。

○陌間事務局長 議案第61号 平成25年度甲良町一般会計補正予算(第4号)。

上記の議案を提出する。

平成25年12月5日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。
総務課長。

○大橋総務課長 議案第61号 平成25年度甲良町一般会計補正予算(第4号)。それでは、表紙の裏をお願いします。

平成25年度甲良町一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,452万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億8,998万2,000円とするものでございます。

それでは、1ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。1款 町税、1,573万2,000円の増額、11款 分担金及び負担金19万円の増額、13款 国庫支出金38万円の減額、14款 県支出金766万6,000円の増額、15款 財産収入930万5,000円の増額、17款 繰入金50万8,000円の増額、19款 諸収入1,150万1,000円の増額。歳入合計は、4,452万2,000円でございます。

続きまして、2ページ。

歳出。2款 総務費、補正額1,223万円、3款 民生費、補正額1,838万1,000円、4款 衛生費、補正額106万8,000円、6款 農林水産業費87万9,000円、8款 土木費857万5,000円、10款 教育費338万9,000円。歳出合計は、歳入額と同額でございます。よろしく申し上げます。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 1点だけ質問いたします。

開会の折りに、町長から町長選挙にあたっての公約を発表された経過がありました。そこで、ちょうど区切りの時期ですので、補正予算に公約を盛り込むという作業は時間的にも厳しいかと思えますけれども、できる限り盛り込もうとされたと思うんですけども、例えば、電気自動車の急速充電器の装置。これは、国の施策で、補助金がほぼ100%という形になっているわけですが、町長選挙で皆さんから支持をいただいて、町長そのものが掲げて、この2期目をスタートされたわけですが、その最初の補正予算であります。その内容が盛り込まれているのか、それとも盛り込もうとして、いろいろ努力されたと思えますが、その経過、思いなどを説明いただければありがたいと思います。

○**建部議長** 総務課長。

○**大橋総務課長** 10月の選挙後、選挙の結果を見て直ちにマニフェストを点検させてもらいました。このマニフェストについてどれぐらいの財源が必要かということ、各課にそのときに問い合わせしております。それで、すぐ

にはなかなかできないものもありますが、ずっと検討させてもらって、まだその集計が今ようやくできている状態でありまして、この補正予算には申しわけないですが、反映はできていません。これから、そのマニフェストに係る財源を精査しまして、新年度予算で町長と協議しながら進めていきたいと思っております。

○**建部議長** ほかに。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論、採決は最終日に行います。

次に、日程第17 議案第62号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第62号 平成25年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)。

上記の議案を提出する。

平成25年12月5日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○**川嶋保健福祉課長** 議案第62号 平成25年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について説明させていただきます。表紙の裏をお願いいたします。

平成25年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条でございます。予算の総額に歳入歳出それぞれ69万6,000円を減額し、総額を6,637万4,000円にお願いするものでございます。

1表により進めさせていただきます。

歳入の部でございます。3款 繰入金69万6,000円の減額。歳入合計、補正予算額6,707万円、補正予算額69万6,000円の減額、6,637万4,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出の部でございます。2款 後期高齢者医療広域連合納付金69万5,000円の減額、4款 予備費1,000円の減額、歳出合計は歳入合計と同じでございます。よろしくをお願いいたします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論、採決は最終日に行います。

次に、日程第18 議案第63号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第63号 平成25年度甲良町土地取得造成事業特別会計補正予算(第2号)。

上記の議案を提出する。

平成25年12月5日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

人権課長。

○**奥川人権課長** 議案第63号 平成25年度甲良町土地取得造成事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。表紙の裏面をお願いいたします。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出総額にそれぞれ50万8,000円の追加をお願いし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ608万2,000円とお願いするものでございます。内容につきましては、第1表でご説明させていただきます。

まず、歳入でございます。1ページをお願いいたします。1款 財産収入、補正額50万8,000円の追加、補正前の額557万2,000円、補正額50万8,000円、補正後の歳入合計額は608万2,000円でございます。

続きまして、歳出、2ページをお願いいたします。2款 諸支出金、補正額50万8,000円の追加、歳入歳出合計額につきましては、歳入合計額と同額でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第19 議案第64号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第64号 平成25年度甲良町下水道事業特別会計補正

予算（第2号）。

上記の議案を提出する。

平成25年12月5日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課参事。

○**北坂建設水道課参事** それでは、議案第64号 平成25年度甲良町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして説明させていただきます。表紙の裏面をお願いします。

歳入歳出予算の補正をお願いします。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,148万2,000円をお願いするものです。

それでは、第1表で説明いたします。1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正額でございます。歳入。2款 繰入金、増額200万円。歳入合計といたしまして、補正予算額4億2,948万2,000円、補正額が200万円、補正後の予算額は4億3,148万2,000円でございます。

2ページをお願いいたします。歳出です。2款 下水道事業費、増額200万円。歳出合計額は、歳入合計額と同額でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第20 諮問第1号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推せんにつき、意見を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成25年12月5日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○**北川町長** 人権擁護委員候補者の推せんにつき、意見を求めることについて。

人権擁護委員法第6条第1項の規定により、委員、上野初子の任期満了に

に伴い、同法第6条第3項の定めるところにより、次の者を人権擁護委員候補者として推せんしたいので意見を求める。

住所、犬上郡甲良町大字下之郷1575番地。氏名、上野初子。生年月日、昭和31年7月24日。

上野初子氏については、人権擁護委員の推せんにあたり、平成25年12月31日で1期の任期満了となりますが、再任のお願いをし、内諾をいただきましたので、上野初子氏を推せんするものです。

上野初子氏は、1期の任期中において、大津地方法務局彦根支局が座長とする湖東湖北地域ネットワーク協議会の常務委員として、地道な活動や活発な意見でリーダーシップを発揮するものでした。地域におきましては、元教員の経験を活かし、平成21年4月から甲良町西小学校の心のオアシス相談委員として、子どもたちや地域の親のよりどころとして、地域の発展や教育の進行のため、幅広く熱心に取り組んでいただいているところです。また現在も、主任児童委員の活動を通じ、熱心に人権問題、福祉の向上について何事にも積極的に取り組んでいただいているところです。

このたびの上野初子氏は、町民の信望も厚く、人格識見高く、広く社会の実情に精通し、人権について理解のある、また、今までの経験を活かし、今後の人権擁護活動に大いに期待できる上野初子氏を人権擁護委員としてお願いするものです。再任の内諾に時間がかかり、任期は平成26年4月1日から平成29年3月31日までとなります。どうぞ、よろしくお願いします。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、諮問第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案候補者を適任者と認めることに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについての議会の意見は、適任者と認めることに決定いたしました。

次に、日程第21、滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行い

ます。

広域連合議会議員につきましては、滋賀県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、関係市町の議会の議員ならびに町および副市町長の内から、各関係市町の議会において1人を選挙するとなっております。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推せんにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推せんで行うことに決定いたしました。

指名の方法につきましては、本職において指名することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 ご異議なしと認めます。

よって、本職において指名することに決定いたしました。

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に、北川町長を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました北川町長を滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました北川町長が、滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました北川町長が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選人の告知をいたします。

次に、日程第22 意見書第5号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 意見書第5号 第79回国民体育大会主会場（開・閉会式会場）を滋賀県立彦根総合運動場一帯地域に承知を求める意見書（案）。

地方自治法第112条および会議規則第14条の規定に基づき、上記の議案を提出する。

平成25年12月5日。

甲良町議会議長 建部孝夫様。

提出者 甲良町議会議員 西川議員。

賛成者 甲良町議会議員 丸山恵二議員、同じく西澤議員、同じく金澤議員、同じく藤堂議員。

○**建部議長** 本意見書につきましては、西川議員から提出されておりますので、西川議員、提案説明を求めます。

西川議員。

○**西川議員** それでは、朗読をもって、意見書に対する提案説明といたします。

第79回国民体育大会主会場（開・閉会式会場）を滋賀県立彦根総合運動場一帯地域に招致を求める意見書（案）。

滋賀県では、平成36年第79回国民体育大会（以下「2巡目国体」という。）に係る開催要望が表明され、先般、文部科学省ならびに公益財団法人日本体育協会により、滋賀県開催の内々定を受けられたところであり、今後さまざまな準備が進められようとしています。

昭和56年に滋賀県で第36回びわこ国体が開催され、彦根市では夏季総合開・閉会式、水泳（競泳、飛び込み）、テニス、ハンドボール、軟式野球（公開競技）の競技が行われ大変盛り上がり、隣接の本町としても地域の活性化や青少年の健全育成等に大きく貢献しました。

彦根市には、国宝彦根城を中心とした城下町としての歴史的文化遺産が色濃く残っており、本町には、平成25年3月にオープンした道の駅「せせらぎの里」や湖東三山の西明寺があり、今年10月の湖東三山スマートインターチェンジの開通により、県内外から多くの観光客が来訪されています。

また、近隣の長浜市、米原市は、日本百名山の1つである伊吹山や、母なる琵琶湖に面しており、水と緑に包まれた県内でも優れた自然豊かな地域であり、また、東海道新幹線や東海道本線、北陸本線の停車駅、名神高速道路、北陸自動車道のインターチェンジを有しており、宿泊施設や交通の利便性に優れております。

このような立地条件のよい場所に、滋賀県立彦根総合運動場（以下「彦根総合運動場」という。）があり、今日まで水泳競技、陸上競技、野球等々の種目において、全国で活躍する多くのアスリートが育ってきました。現在もここで育った選手が国内外で活躍しております。

2巡目国体の主会場となる開・閉会式の会場候補の1つとして、彦根総合運動場を上げられており、この一帯地域は次の点において利点と必要性があると考えます。

名神高速道路、新幹線等交通のアクセスがよく、多方面から来ていただきやすい立地にあること。

彦根総合運動場に隣接する市立体育施設や国立大学法人滋賀大学グラウンド、私立近江高校グラウンド、市立小学校グラウンドの施設等を有効活用で

きること。

地理的に滋賀県の中心地域であり、南高北低と言われる偏った経済発展の是正を図り、湖東・湖北地域の活性化に繋がること。

非常災害時における地域住民の防災拠点機能を併用した新しい陸上競技場の活用化が図れること。（琵琶湖西岸断層地震、南海・東南海地震、大飯原発等）

スポーツ振興の拠点、聖地として、部活動の活発化や青少年の健全育成（暴力、いじめ防止等）など、学校生活の推進が図れるとともに、青少年に夢と希望を持たせることができること。

については、下記の事項を強く求めるものです。

記。

第79回国民体育大会主会場（開・閉会式会場）を滋賀県立彦根総合運動場一帯地域に招致を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月5日。

甲良町議会議長。

滋賀県知事様、滋賀県教育委員長様、滋賀県議会議長様。

以上であります。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 この意見書の趣旨に賛同をするものです。加えて、滋賀県における累積の借入金等、非常に膨大に累積をしてきていると聞いています。

そういう点で、この国体の誘致が全国的に大きな県民の負担、市民の負担になっているところもあります。その後の利活用についても、見通しを立てて進める必要がありますし、過度の県民の負担とならないことを求めて賛成討論とします。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、意見書第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席願います。

起立全員であります。

よって、意見書第5号は可決されました。

次に、日程第23 意見書第6号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 意見書第6号 特定秘密の保護に関する法律案を廃案にすることを求める意見書(案)。

地方自治法第112条および会議規則第14条の規定に基づき、上記の議案を提出する。

平成25年12月5日。

甲良町議会議長 建部孝夫様。

提出者 甲良町議会議員 西澤議員。

賛成者 甲良町議会議員 丸山光雄議員。

○**建部議長** 本意見書について、西澤議員から提出されておりますので、西澤議員、提案説明を求めます。

西澤議員。

○**西澤議員** 意見書の文案を読み上げ、提案にさせていただきます。

特定秘密の保護に関する法律案を廃案にすることを求める意見書(案)。

安倍内閣は、特定秘密の保護に関する法律案(以下、「特定秘密保護法案」という。)を、今国会に提出し、国家安全保障会議(日本版NSC)設置法案とともに成立を狙っています。しかし、多くのマスコミや法律家、ジャーナリストから反対や不安の意見が出されています。

特定秘密保護法案は、外交、防衛など日本の安全保障に関する情報を保護するため、行政の長が特定秘密を指定し、それを漏らした公務員などに懲役10年もの重罰を科する弾圧法です。また、公益上、特定秘密の提供を受けた者(議員等)が漏らした場合でも、懲役5年と重罰です。また、未遂、共謀、教唆や扇動も処罰の対象となり、何が特定秘密なのかわからないのに、情報に接近しようとした国民や報道機関も対象となり、罪に問われます。まさに、全ての公務員と国民に手かせ、足かせをはめるものです。特定秘密保護法案は、安全保障を名目に広範な行政情報を国民から隠す、文字通りの軍事立法です。

日本の法律では、秘密保護は公務員などに職務上知り得た秘密をみだりに漏らしてはならないとする守秘義務を定めたものが中心で、それを破ったときの罪は、公務員でも懲役1年です。2001年、アメリカ同時テロ後に制

定された、自衛隊が保持する防衛秘密について、外部に漏らしたり、漏洩を企て、教唆、扇動したりした場合は5年以下の懲役に科すと改悪しました。隊員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならないとの守秘義務が根拠です。

今回の特定秘密保護法案は、これまでの法律とは全く違います。法律の目的に、「わが国の安全保障に関する情報のうち、特に秘匿とすることが必要であるものを保護する」と、目的に安全保障が明記されました。まさに、軍事立法です。秘匿の対象は、防衛、外交など行政情報の中から行政機関の長がその遺漏が安全保障に著しい支障を与えると指定するものとなっているだけで、全ての行政情報が対象になり得ます。

また、特定秘密の有効期間は5年間で、更新も可能で、さらに30年を超える場合は、内閣の承認があれば延長できるとしています。永久に秘密として処理することも可能な法案です。しかも、特定秘密を扱えるのは、適正調査で秘密を漏らす恐れがないと認められた公務員に限られており、事実上、全ての公務員が適正調査の対象ですし、交友関係も調査の対象となります。

安全保障を振りかざして、全ての公務員と国民を縛り上げる軍事立法が、国民の知る権利や取材、報道の自由を侵害するだけでなく、国民主権の原則や平和主義を踏みにじることは明らかです。憲法で戦争を放棄した日本に、他国との戦争を前提に国民の目や耳を塞ぐ軍事立法は必要ありません。

よって、今回の特定秘密保護法案は廃案とすべきです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ここで、訂正がございます。

1つは、下の方から8行目。「30年」となっていますが、修正で、その後、「60年」になりました。

それから、上から2行目の文案ですが、「設置法案とともに成立を狙っています」となっていますが、国家安全保証会議（NSC）設置法は可決しましたので、「可決しました」に訂正をお願いします。

そこで、私たち甲良町は、人権尊重のまちというように標榜をしています。現在、今日が強行採決をされるということで報道がされています。ちょうど甲良町の5日の意見書の採決に当たって、ぜひともこの声を上げていただきたいと思っています。それは、全協でも皆さんにお願いしましたが、過去のいきさつ、それから、政党の加入の状況、それから、政治的信条などはいったん脇に置いて、この問題は対処、協働をしていく必要があると思っています。それは、全国的にもジャーナリストの方々、声を上げておられる方、俳優の方、それから、宮崎駿さんなど、演劇人、元監督など、非常に幅広い方々が、この秘密保護法が制定されることによって、限りなく特定秘密が広がっ

ていく。私たちが本来、知って、そして判断していく。行政上もそうです。現に被害が起きました。福島原発事故で、スピーディの情報をその自治体に知らさなかったために、放射能の強いところに市民が避難をするということも起きました。

それから、もう一つ、私は現実に起こる問題で、あたご事件、ご存じでしょうか。イージス潜水艦と清徳丸が衝突した事件であります。この海難審判は、自衛隊の方が責任があるという判定が出ました。刑事事件は、その問題を避けて、自衛官の過失は認めない1審、それから高裁でも判決が出て、今、最高裁に移っています。しかし、その中で海難審判で適用されたのが、イージス艦の性能、航行、記録、いろんな装備についても全部、証拠として採用されました。今回の秘密保護法が制定されますと、そういう平地で、つまり、戦時でないときに同じ航海法のもとで事故が起こった場合、法廷にその証拠が提出されない、提出しなくていい、そういう保護になってしまいます。そういう点でも、この秘密保護法が成立をしたあかつきを考えると、非常に危険な状況になると思います。

現在の憲法は、基本的人権を非常に豊かに定めています。その問題とも、相矛盾する内容でありますので、今、国会の審議中であり、今日が強行採決が狙われているというところでもあります。自民党に所属をされておられる方もおられると思いますが、私が接する自民党の方は、基本的にはほとんどの方が善良な方であり、いろんな問題を話し合える方々であります。自民党の本部は、石破幹事長に見られるように、反対意見や国民が意見を表明するときに、ああいうテロと同じだという発想を持っている幹部であります。そういう点でも、私たちは地方に接する者として、声を上げていく必要があることを再度、訴えさせてもらって、提案説明といたします。よろしく申し上げます。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

丸山光雄議員。

○**丸山光雄議員** この意見書に賛成です。この秘密法案は、何が秘密かわからない秘密法案です。というのは、私は新聞を見ましたけど、いろんな項目の中で、その他というのが出てくるんです。ですから、その秘密法案に対してものすごく幅が広くとられます。そういう意味でも、あつてはいけない秘密法案なので、意見書に賛成いたします。

○建部議長 ほかに。西川議員。

○西川議員 西川です。反対討論をします。

この特定秘密保護法案は、私も全てにいいということは思っておりません。その中での意見としまして、我が町は滋賀県で、人口7,500人余りの一番小さな町であります。その中で、情報開示を求めても守秘義務を盾に守る秘密があるということもおっしゃっていますし、国にとっては外交を進める上で、互いの信頼を得るためには、ある程度の秘密があっても仕方がないじゃないかなと考えます。防衛についても、手のひらをさらけ出しては防衛にはならないとも思います。

しかし、野党各党やマスコミや各界からの反対、不安の声に対しては、私も十分に問題があると理解しております。地方公聴会でも、約80%余りの反対意見が述べられているようにも聞いております。

政府与党は、今国会で強行採決をするのではなく、会期延長をして、国民の声をしっかり受けとめ、参議院での特定秘密保護に関する法案の国民的議論を重ね、国会において慎重審議をすることを強く求めて、私は廃案にすることには反対します。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、意見書第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立少数であります。

よって、意見書第6号は否決されました。

次に、日程第24 請願第3号を議題といたします。

本請願につきましては、丸山光雄議員が紹介議員となっておられますので、丸山光雄議員から提案説明を求めます。

丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 請願書を読み上げ、提案説明にかえさせていただきます。

T P P交渉からの撤退を求める請願。

請願団体、滋賀県農民組合連合会。代表者、北村富生。住所、滋賀県近江八幡市安土町大中241。

甲良町議会議長、建部孝夫殿。

紹介者、丸山です。

請願趣旨。

政府は、今年7月にTPP協定に参加し、今、年内合意を目指すとしています。政府は参加を決めたとき、国民に2つの約束をしました。1つは、「丁寧な情報提供、交渉に参加すれば情報を入手しやすくなる」。他の1つは、「強い交渉力で守るべきものは守る」でした。しかし、加入したときに署名した守秘保持契約を理由に、この間の交渉内容や情報の開示をしていません。そればかりか、自民党、西川TPP対策委員長の「米など農産物の重要5項目についても、関税撤廃の検討に入る」との発言は断固許されません。先の参議院選挙で「聖域は、断固守る。確保できなければ、TPP交渉からの脱退も辞さない」との選挙公約に違反するものです。

私たちは、国民に交渉内容をひた隠し、米など農産物重要5項目の聖域すら守れないTPP交渉からは、直ちに撤退すべきことを強く要求します。

周知のとおり、TPP参加が日本の農林漁業、食の安全をはじめ、医療制度、保険など、国民生活全般に深刻な影響を及ぼし、かつISD条項は、国家主権を揺るがす重大問題であることは明白であります。この間、44道府県と8割余りの市町村議会は、反対ないし慎重な対応を求める決議をしています。また、衆・参農水委員会では、農産品5品目は関税撤廃が除外できない場合は、脱退も辞さずとの決議をしています。

以上の趣旨から、上記の請願事項についての意見書を政府関係機関に提出されるよう請願いたします。

請願項目。

1、TPP交渉の内容を国民に公表すること。

1、政府はTPPから撤退すること。

それから、私がきのうここに来るときに、朝、ラジオのニュースを聞きながら来ましたが、5項目については、世界各国の代表者が日本だけとは、認めないということをしていました。こういうこともふまえて、議員の皆さん、どうか賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○**建部議長** ここで、お諮りします。

これより審査願います請願第3号につきましては、会議規則第92条第2項の規定によりまして、委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**建部議長** ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 私の方からは、紹介議員になっておりますが、請願内容に加えて、次のことを述べたいと思います。

このTPPは、資本と市場の国境を取り払う最終的な協定だと指摘をされています。つまり、アメリカで現に起きている1%の富裕層が、99%の国民を経済的に支配する、ないしは有利を甘受する。こういう内容の弱肉強食の経済であります。

2つ目には、それを可能とする制度として、ISD条項が協定に盛り込まれようとしています。これは、貿易や取り引きが資本の不利益を被るかどうかが、これだけが判断の基準で、国際機関が裁定をされます。そして、その国際機関は、ほとんどが、いや全てにわたってと言って等しいと思いますが、アメリカの利益の代表者で構成をされ、現にアメリカとカナダ、アメリカと韓国、ここらでISD条項の裁判がされたときに、アメリカは100%勝利をして、膨大な損害金を手に入れています。そういう内容のISD条項でありまして、国内の状況がどうか、そして、私たち、日本国民の健康などがどうか、そして、日本国内の産業育成などがどのように発展するのか、こういうことについて審議をしない、対象としないとなっています。そういう点では、先ほど言いましたように、資本が不利益を被るかどうかが判断の基準の裁判と言っていい内容です。

もう一つは、自民党政権の公約違反であります。先の参議院選挙でも、そしてまた、その1年前の衆議院選挙のときでも、聖域は守る、そして、丁寧な情報を提供して、強い交渉力で守っていくと言いましたが、既に参加をしているTPPの先入国は、日本だけ特別扱いはしないというので一致をしているところであります。その点から見ても、守るべきものは守ると安倍内閣は繰り返し表明していますが、全くの欺瞞の表明に過ぎません。

そういう点では、日本の経済、日本国民生活、そして、医療制度などさまざまな分野にわたっての制度が、アメリカナイズされてしまう、アメリカの経済に支配をされる可能性が非常に高い、危険が高い内容であります。そういう点でも、このTPP交渉からの撤退を求める請願の採択を皆さんにぜひお願いしたいと思ひまして、討論を終わります。

○**建部議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、請願第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本請願を採択することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立少数であります。

よって、請願第3号は不採択することに決定いたしました。

次に、日程第25 一般質問を行います。

発言通告書が提出されておりますので、これより許しますが、発言時間につきましては、35分以内といたします。ただし、質問の途中であれば、多少の延長は認めます。なお、答弁する行政の方の答弁は、簡潔明瞭にお願いします。

それでは、2番 阪東議員の一般質問を許します。

阪東議員。

○阪東議員 2番、阪東です。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして、順次ご質問をさせていただきたいと思えます。

質問の前にまずもって、北川町長の2期目の再選について、まことにおめでとうございます。2期目こそ、北川町長の本格的なかじ取りだろうと思っております。町民の暮らしの安定と、信頼され、また期待される町政にさせていただくようお願い申し上げる次第でございます。

まず最初に、今回の町長選挙について町長みずから公約されました内容についてお伺いいたします。

まず1番に、町長の公約では、それぞれの行政分野ということで、10項目とあったように記憶しております。そこでポイントとなる公約をされましたけれども、その内容で全て一気には実現可能ではないと思えますので、特に町長が公約の中でいち早く着手する内容は、どのようなものであるかという形について、まずお聞かせ願いたいと思えます。特に、子育て支援という範疇では、その支援に携われる若いお母さんにつきましては、医療の無料化とかそういうようなものに、選挙等について期待をされたと思えます。そういう内容についても、お答えを願いたいなと思っております。よろしく願います。途中で変わりましたね。町長に質問依頼をしておったんですけど。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 今、町長に特にということでございますが、全体的なマニフェストにつきましては、先ほども西澤議員のご質問にお答えしたとおり、各課に予算の見積もりをお願いしています。それが、この新年度予算にヒアリ

ングを同時にさせていただいて、順次実施できるものについては、町長と協議しながら進めていきたいと思ひます。

特にこれからというものは、町長の方からお願いしたいと思ひます。

○建部議長 町長。

○北川町長 阪東議員の方から質問をいただきました。

先の選挙で、私も4年間、甲良町の行政のかじ取りをさせていただいて、その中で前回の選挙の中で、公約に上げさせていただいた部分を1つずつ実現に向けて取り組んできた、そのことによって、財源もかなり削減ができたのかなというようにも思っております。したがって、その削減できた財源を、この2期目の平成26年度から、それぞれの科目において1つずつにできるだけ実現可能な部分で取り入れていきたいという思いでマニフェストを作成し、このマニフェストを選挙のときに全戸配布をさせていただいたということでございます。

したがって、できないものを上げるということは、私もしません。したがって、できる限り実現可能な部分ということで、4年間の中でそれを1つずつしっかりと実現していくということでありまして、今、総務課長が言いましたように、これから集約をさせていただいて、どの部分がこの26年度スタートから実施できるか、あるいは、1年後になるのか、あるいは、2年後になるのか、そういう部分をしっかりと精査していきたいと思っております。

その中で、先ほどちょっと出ました子育て支援、中学校の医療費の無料化、この分についてもできるだけ早い時期にそれが実施できるように検討していきたい。そして、育児に必要なおむつや粉ミルクの購入の一部助成、これはもう26年度から即実施をしていきたいなとも思っております。

福祉の部分では、各種ワクチンの費用助成、これは継続事業でもありますので、引き続いてそのとおりでいきたいし、障害者3級の認定者の医療費の全面補助、これについても福祉課と相談をさせていただきながら、今現在の2分の1を2分の2にするということに対して、予算的にどうなのかという部分も精査をして、実現できるのであれば、もう26年度から実施をしていきたいなとも思っております。

教育に関して、東西小学校の外国人講師の1人増員、これは平成22年度からカミンスキー・アルトさんに今1人、来ていただいておりますが、これは教育委員会の方でいろいろ当たっていただいて、アルトさんと同じくらいなレベルの人がうまく見つければ、できるだけ早い時期から、それも講師としてお迎えをしたいと思っておりますが、これはちょっと教育委員会サイドで頑張らせていただきたいなとも思っております。

環境の中で、夏場、今まで2カ月間、生ごみ、週2回収集をやっておりま

すのを週2回の4カ月という方向でマニフェストに書かせていただいたお
ります。今、いわゆる収集業者さんと住民課長の方がいろいろと交渉をして
いただいております、人の問題とかパッカー車の問題とかいろんな兼ね合
いがありますので、それがどういう形で実現できるかということは、今後
も検討課題かなとも思っております。

あと、いろいろな課題もございますが、できるだけ実現に向けて頑張っ
ていきたいなと思っております。

以上です。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 よろしく申し上げます。

続きまして、これも若干、町長のマニフェストの中に書かれていたと思
うんですけども、甲良町の基幹産業ということで、農業ということなん
ですけども、これが先ほども環太平洋パートナーシップ協定、いわゆる
TPPの加入から発した自由貿易協定という形で、現在のこの減反施策も
大きく変わろうとしているところなんですけれども、大きく変貌してい
ます。

これらの国の施策であり、町としては大きくかわりができない部分があ
ると思っておりますけれども、町長の公約の中に少し農業従事者のやる
気を後押しするという形のものに記載をされておりました。これは、
やる気を後押しするという形については、町としての考え方なので、
これは後押しを是が非でもしていただきたいというところなんです
けど、これについて産業課長がお答えを願うというところなんです
けれども、そのことについてどういうことなのかという形をお聞き
したいのと、あと、ここ数年でかなり変わろうとしていますけれど
も、国の政策について、情報を常にアンテナを張っていただいて、
農業従事者に対してどのように知らせるかということについても質
問していきたいなと思っております。よろしく申し上げます。

○建部議長 産業課参事。

○阪東産業課参事 本年3月に完成をいたしました「せせらぎの里
こうら」を販売拠点に、米の生産に頼らない、園芸作物の振興を図る
ために、本年度もやっております、せせらぎ農産物振興事業を継続
してやっていきたいと考えております。

ほかに、農業者の高齢化とか後継者不足の中、集落営農法人とか
認定農業者の役割関係は、ますます高くなってきております。こ
ういうような中で、安定のためにも、町単独の環境こだわり農業
の支援とか経営所得安定対策の産地資金の中の担い手に対しま
すムギの支援を継続して考えていきたいと考えております。

○建部議長 阪東議員。

○**阪東議員** 今ほどちょっと言ったんですけど、後押しするというのは、補助金も後押しなんやけれども、ソフト面でやはりそういう支援というか、国の政策に対してしっかりと。農業者いうのは、もう高齢者なので、パソコンが使える人も非常に少ないし、そういう形のところでやっぱりできない部分の後押しという形も後押しなので、そういう面についても今後、考えていただきたい。環境こだわりと言われますけれども、あれは一般の人は絶対にかけない。そういうような面についても後押しをしていただきたいなという形で質問を変えていきたいと思います。

続いて、防犯についてお伺いします。

年末になりますと、高齢者を狙った、先日も大津の方に高齢者の女性が儲かるという話で金融商品、すなわち株券なんですけれども、購入して、800万円だまし取られたケースもあり、また、近くでは愛荘町では、72歳の女性にネックレスが当たったという電話がありまして、他の人に権利を譲ってくださいと言われて断りますと、権利を譲るのには1,000万要りますよという形で、再び電話があり、泣き泣きゆうパックで500万円を詐欺に取られたということで、これは新聞に載っていたわけなんですけれども、このような高齢者の被害が最近頻繁に起こっております。

そういうものを未然に防ぐためにも、特に、昼間独居老人というのがこれからだんだん増えつつあるので、警察にそういう形を相談してもという中で、年配の方というのは、それはちょっと大変やでと、めっそうなと思われている方がいろいろあるので、やはり身近な、せつかく不当要求対策官も設置しているので、そういうところに少し電話を入れてもらって、気軽に相談できるという形のものを、相談場所というものも必要ではないかなと思っております。

そういうようなところと、年末、そういうことが増えていくので、啓発活動というのは、防災無線とか常にやっていくと。商品販売とかいうのは、電話で0120とかいう販売がありますね。それを毎日やっていくと、お年寄りもこればかり聞いているので、そこに電話するという形の対策も可能だと思いますので、その点について、そういう形が設置可能かどうかについて総務課長にお答え願いたいと思います。

○**建部議長** 総務課長。

○**大橋総務課長** 防犯関係につきましては、総務課と消費者行政につきましては、住民課の方が担当しています。それで、総務課の方で1月から10月までにおける町内の犯罪認知件数は66件発生しております、昨年より9件増加しているということでございます。そのうち、詐欺に関することにつきましては、町内で3件発生しています。

そういうような状況で、年末に向けて防災無線等で呼びかけをしていきたいと思いますが、もう少し具体的なことは住民課長の方からご報告させていただきますので、よろしくをお願いします。

○建部議長 住民課長。

○山本住民課長 私の方から、今、総務課長が申しましたように、詐欺事件は3件ありまして、5月22日にも年金詐欺ということで、これは、即連絡いただき、未然に家族の方が防いでいただきましたので、早急に総務課と連絡を取りまして、防災無線で流させていただきました。5月につきましては、県内でも詐欺事件が多発しているということで、詐欺の警報が出ておりました。そういう関係もありまして、出させていただきました。

それと、年末にかけましては、総務課長も言いましたとおり、私の方も防災無線等で年末、詐欺事件も多くなります、また、大きなお金が動きますので、そういうような盗難等にも注意してくださいということも放送を入れさせていただこうと思っております。

また、先ほど扉をあけさせていただいて取りに行ったのは、このうちわでございませう。この7月に、全戸配布はちょっとできなかったんですが、こういう感じで、ここの怒り版ということで、今年つくらせていただきまして、この中にお断りということで、悪質な訪問販売はお帰りくださいということで、その中で、窓口で甲良町役場、消費者生活相談窓口、住民課の電話番号、また、県の方の電話番号を明記させていただいたものを配布させていただいております。これは、後でお渡しさせていただきます。

こういうようなことをさせていただいておりますので、今後も絶対に被害に遭わないという方向で、啓発には努めていきたいと思っております。

以上です。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 高齢者を対象にということですので、保険福祉課の包括支援センターの方と連携をしまして、各字の出前講座のときにそういう啓発も兼ねているということでございませう。よろしくをお願いします。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。

続いて、防犯の②なんですけれども、茨城県から端を発した農業トラクターの盗難について伺います。

近隣では、近江市、甲賀市でも多数のトラクターの被害があります。最近の新聞では、タイ国籍の犯人も捕まったという記述もありましたけれども、翌々の新聞で、また個人が所有するトラクターが盗難に遭ったということで、何人犯人がおるかというのはわからないんですけども、特に多く大型機械を所

有する農家に対しましては、警察と連携し、保管等の点検を実施し、盲点、注意点を指導する必要があるかなと思っております。また、点検により必要か必要でないか判断し、盗難防止のための支援金という形も、ある面では創設する必要があるかなと思っております。

実は、1週間ぐらい前に下之郷についてはセコムを張っています。やっぱり、相手が言われていましたけど、非常に盗られやすいという形で頑丈に施錠してあっても盗られやすいということで、やはり、そういう農業倉庫というのは、1億ぐらいの財産が入っていますので、そういった面についてもある程度、町として警察と連携して、こういうところが悪いですよという指導をしていく必要があるかなと。まだ、補助金でそういう機械の補助金ばかりやってると、やっぱりそれもサポート、フォローしていく必要があるかなということで、産業課長さんにお答え願いたいかなと思っております。

○**建部議長** 産業課参事。

○**阪東産業課参事** 町としましても、注意喚起が重要だと考えております。1月21日開催の「みずかがみ」の生産拡大の説明会で、農業組合長と担い手農家さんですけども、これが対象に、こういうようなチラシをもちまして、情報の提供と注意喚起を促しております。それと、今月に入りまして、12月3日に東びわこ農協で、ふれあいデーが開催されまして、このときにこの注意喚起のチラシを全戸配布いたしております。それと、町の広報の関係なんですけども、注意喚起の情報の提供ということで、広報の今月号に掲載の予定でしたけども、紙面の関係で、年明けの1月号に掲載の予定です。

今のところ、支援策がどうかということなんですけども、こちらの方は考えておりません。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 甲良から盗難が出ないように、是が非でもお願いいたします。

続きまして、③のところに移りたいと思っております。ちょっと私も、尼子の駅の方をジョギングしてしまして、尼子駅から尼子のコンビニまで、道路の名前というか、227号線の歩道に併設している街路灯が、樹木に遮られて非常に暗い。もう5時になったら、最近はもう真っ暗になりますので、全然、遮光で暗くなっている。もともとは、緑化目的のためにストリート緑化かな、そういうような目的のために事業をされて、木は低かったと思いますが、現在は街路灯と同じ高さ、それ以上高いという形で、完全に光を遮断しております。防犯面でも、非常に悪いと思いますし、また、防災面でも歩道が消えているという形で悪いと思います。

また、数少ない街路灯で2カ所、球切れも発生しております。やっぱり、街路灯については明るくする目的があるので、反対側に関西電力の電柱も立

っております。そういう形のもので、歩道を照らすように若干の設置の方法を考える必要があるかなと思っております。

もう1点は、そういうメインストリートのところは切れてもずっとほったらかしにしているというところもやっぱり問題もあろうと思っておりますので、その2点について伺います。

○**建部議長** 総務課長。

○**大橋総務課長** 尼子駅からコンビニまでの間の街路灯につきましては、私も質問していただいた次の日ぐらいに、夜に確認させていただきました。確かに暗くて通りにくいと。特に、女性には非常に不安な道だったかなと思っております。その後、県の土木、うちの建設課の方とも話をさせていただいて、それから12月2日ぐらいから10日ぐらいまでの間に剪定作業をしてもらっているというところがございます。それで、その確認についてはできていないんですが、それが10日までに終了するというのを聞いています。

それから、球切れにつきましては、各字の区長さん、それから、通行者から連絡があればすぐに業者の方に連絡して修理するようにしていますし、また、その球切れについてはもう一度確認させてもらって、早急に修理をしていきたいなと思っております。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** よろしくお願ひします。尼子の集落の入ってきた方が、非常に明るかったので、その点はやっぱり気をつけてもらいたいなと思っております。

続きまして、道の駅の販売誤表示について伺います。

有名な某ホテルにおける不適切表示から端を発し、一流のレストランから、また百貨店に至るまで食材偽装が次々と発覚しております。また、新名神高速道路、土山サービスエリアのベーカリーコーナーで、あんドーナツをカリカリカレードーナツであることを調理師担当者が誤解し、カリカリカレードーナツと表示された陳列棚に配置し販売したことが判明しました。

町が経営する道の駅についても、このような誤表示、不当表示の発生する可能性は十分にあります。特に、新鮮野菜、産地だから安心して買ってくれるお客さんも数多くおられます。安全表示としての取り組みには、有機栽培や無農薬栽培、また、低農薬栽培を表示したものがあります。加工品では、産地、原材料名の表示をしていますが、これを機に生産者の表示を含む全ての表示内容を確認されたのでしょうか。ご質問をしたいと思います。

○**建部議長** 道の駅管理室長。

○**茶木道の駅管理室長** 特に、加工品、生産者が加工をされて出荷されている部分、いわゆる包丁を入れて加工がされているということについては、一番大事なことでございますので、その辺の表示方式等については確認をしっか

りして、誤表示がある場合は、県の担当者の方にも月2回ぐらいは来ていただいております。どういう表示が適切なのかということは指導をいただいております。

そういう中から、日々、季節が変われば、加工品の種類が変わってきておりますので、その辺についても町の方でも確認をしながら、指導を仰ぎながら、生産者に加工品の販売についての表示をしっかりとやってくださいということをやっております。どうしてもラベルがついていない部分については、バックヤードに引き上げて表示をしていただくということをやっておりますし、また、記録的な部分についても、生産記録、履歴書を提出いただいているという状況でございます。

あとは、職員が農薬の扱いの研修を受けているということで、上半期、下半期には県が主催されている農薬アドバイザーの研修にも出向きながら、その知識の向上にも努めているところでございます。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** よろしく申し上げます。もう1点、②の方で、これについても道の駅のことでお聞きします。

栽培管理ということで、これについては栽培管理が記録という形のものをもってはると思うんですけども、これについて町が独自で要求している品目というのは、あるのか。また、誰がその記録を審査するのか。また、それについて記録はどれぐらい保管するのか。ちょっとその3点だけ。

○**建部議長** 道の駅管理室長。

○**茶木道の駅管理室長** 要求している品目でございますが、これについては出荷されているもの全てに対して要求をしております。

町の方については、生産物履歴書というのを作成しまして、これは県の方に御指導を仰ぎながら、その履歴書をつくって提出をいただいているというところでございまして、確認業務については、素人でございますので、若干それについても県の方に指導を仰ぎながら、私たちも勉強しながら、随時行っている状況で、必ず提出を願うということを前提に、今現在も取りかかっているところでございまして、保存期間については、トレーサビリティ法で米は3年とか、加工品については3カ月とか、いろいろ決められておるわけでございますが、全ての商品については5カ年間保存をしようということで、私たちは5カ年分保存をしております。

以上です。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** ありがとうございます。続きまして、学校教育についてお伺いしたいと思っております。

今年、4月24日、4年ぶりに小学校第6学年、また、中学校第3学年を対象に、全国学力学習調査というのが実施されたと思います。滋賀県は、全国平均から見ると、ほとんど最下位に近い。特に、その中では国語力が低いということは残念に思います。町長は、英語に力を入れておられるんですけど、まるっきり逆の国語が弱いというところで、これに対しても県教育委員会も今回の結果を見て、何らかのレベルアップについて町に求めてくると思っておりますが、今後、良くも悪くもするの、やっぱり現場やと思っております。

今回の調査で、甲良町がどの程度の結果であったかということと、今後の学習改善をどのようなものがあるのかということについて報告願いたいなと思います。成績公表はできなかつたら、これはもうやむを得ないんですけども、特にやっぱりそういう結果をふまえて、どこが足らんのかなという反省をするところが重要やと思うので、それについてお答え願いたいなと思います。

○建部議長 学校教育課長。

○塚口学校教育課長 今ほど言っていたうち、まず学習改善につきましてですが、県教委の方から授業改善ということにかかわりまして、指導主事の学校への派遣というのが、来年1月以降、行われるということで、本町にも来ていただけるよう要望をしております。ということで、まず授業改善ということ。

それから、ソフト分析と言われる方法があるんですが、そういう分析方法を用いまして、各学校の課題を明らかにするとともに、それについて具体的にどうしていくのかという計画を立ててもらっておりますし、また、その報告もしてもらっています。

また、本町では町費の教職員を配置しておりますので、少人数あるいはTTといひまして、複数での指導をきめ細かにするというのを継続していただいきたいなという思いもありますし、また、学力診断テストが今、言っていた6年生とか中3だけではなくて、他学年にも町費をつけていただいて検査をし、その結果に基づいて、それぞれの子どもたちに応じた指導をしておりますし、また、集団づくりにも力を入れております。

一方でまた、本町は保幼小中といひますか、小さい子どもから中学校卒業まで連携を取りながらの学力向上に向けての取り組みもしているということです。合同研修等を行いながら、教職員の研修をしております。

また、甲良町の学力の現状はどうかというご質問でございますが、公表できないということなんですが、前回の議会でもお話しさせていただきましたように、本町としては高校進学を見据えて、基礎的、基本的なことについて

はしっかりと定着していくようにやっていこうということでやっております。全国学力学習状況調査によりますと、問題Aというのがそれに当たるわけで、そこにおきましては成果が見られているという現状はございます。また、質問紙調査というのがございまして、その質問紙調査の中では、本町の子どもたちの回答の中に、例えば、数学が好きだと答えたり、あるいは、授業で数学がわかりやすいと答えている子どもも結構いるというのが現状です。

一方、問題Bといわれる、いわゆる活用する力というのが問われる問題につきましても、やはりちょっと課題があるというのが現状でございます。その課題につきましても、質問紙調査の中から幾つか見られるわけでございます。例えば、無答率が高い、要するに答えを書いていないというのが多いというところ辺で、問題の意味がわからなかったと回答している場合等もございます。ということを考えますと、読解力であるとか、あるいは忍耐力、最後まで頑張ろうとする力、そういう部分も学力と合わせてひっつけていく必要があるかなということで、各学校で取り組んでいるところです。

以上です。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 広報につきましても、内容もちょっと書かせてもらいたいなというところであるんですけども、教育側として、行政の人とか地域の人とか保護者の人とか、そういう人に要望する内容というのはございますか。

やっぱり、学力が低下、要は飽きたというか素朴なところは第1位。甲良とか滋賀県、要は交通の非常に頻繁なところこそ学力が低いという形で、そういうようなものも比例しているんかもわかりませんが、教育の皆さんの方から保護者の方、地域の方という形について、何かこういうことについてはしっかり頑張らしましょうやという提案がありましたら。なければ、結構です。

○**建部議長** 学校教育課長。

○**塚口学校教育課長** 教育委員会といいますよりも、各学校の方で保護者に対しての要望といいますか、そういうものを上げております。例えば、質問紙調査というものの中で、例えばゲームのやり過ぎであるとか、そういうところ辺が数値として出てきていますので、具体的にはそういうところ辺、ちょっと勉強に力を入れるようにということで、保護者に啓発しているということはございます。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** ありがとうございます。あるところについては、携帯電話を持たしてくれなとか、いろんな形のものがあるように思っていましたので、そういうような形にちょっと訴えるところがあるかなと思っております。

続いて、いじめに関する問題についてちょっとお伺いします。

先日、私は甲良西小学校のせせらぎ発表会というもので、少し時間がありましたので、見学をさせていただきました。そこで、開演時に松田校長の方から児童に対する開演の挨拶の中で、ちょっといじめに関する啓発が触れられておりました、その内容については、児童からのアンケートによる、校長としての解説のものやったと思うんですけども、やっぱり学力や体の優性の方が劣性の人を見下したり、また最近、無視するということについては、絶対あってはならないんですけども、甲良も学年ごとに定期的にそういう事実調査というのをされていますが、差し支えなければ、3校の調査の状況はどうかということ、それは、一般に教職側からは満足がいく結果になっているのかなということについて質問をしたいと思います。答えをお願いします。

○建部議長 学校教育課長。

○塚口学校教育課長 今ほど言いただきましたアンケート調査でございますが、各学期に1回程度、アンケート調査を行っております。小学校の低学年につきましては、文字によるアンケートというのはちょっと難しいですので、口頭でという形になりますが、子どもたちの現状というのを把握するようにしております。

アンケートの内容につきましては、小学校の場合はまず学校が楽しいですかという内容を聞いております。それにつきましては、もう90%以上楽しいと答えているんですが、もちろん学校の方では100%でないというところにはこだわりを持ってやってもらっているという現状がございます。

また、具体的な内容につきましては、嫌なこと、からかいとかそういうことについて、自分自身はどうかということと、友達の中にそういうことはないかということ、本人が書けなくても、周りの者からわかるようにということ。あるいは、相談できる人はいますかということ、そういうのを聞いております。小学校おきましては、親御さんに相談するというのが、7割を超えているというのが現状です。

中学校につきましては、いじめというものについてどのように認識しているのかということ、もちろん冷やかしかであるとか物隠しであるとか仲間外れ、無視ということについてのアンケート調査をしておりますし、多くの子どもたちがそれはいじめだという認識をしております。もちろん、アンケート調査をした結果としては、当然のことながら、記名等、あるいは友達のことを聞いておりますので、具体的に上がってきています。その嫌がらせ等については、個々に対応するというのでやっておりますし、いじめに発展しそうなという認識を捉えてやっているケースもございます。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。これをもって、私の質問を終わらせていただきたいと思いますが、最後に、6月議会でお願ひしました甲良中学校の防犯カメラの点検ということについて、14台の現場実態確認ということもふまえて、また設定をずっと見ていましたら、私の宿題が残っていましたので、またそういう形の設定をお願ひしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

今年1年、全てまた質問させてもらいましたけれども、また来年について、これらの件についてフォローをしながら、また新しい問題が出てくるところについては、一般質問させていただくということで、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○建部議長 時間厳守でありがとうございます。

これで、阪東議員の一般質問が終わりました。

暫時休憩ですが、午後は1時30分から再開いたします。

(午後0時01分 休憩)

(午後1時00分 再開)

○建部議長 それでは、再開いたします。

次に、4番 西川議員の一般質問を許します。

西川議員。

○西川議員 それでは、議長のお許しを得ましたので、一般質問させていただきます。

まず最初に、学校給食センターの進捗状況という形でお尋ねしたいと思います。

北川町政、2期目を迎えられ、気分を一新して町政に臨まれると思います。今年の5月の彦根市長選で、獅山市長から大久保市長体制に変わりました。町長も何度かお会いになっていると思いますが、彦根市長は相当忙しいとも伺っているんですけど、給食センターの建設に向けて1市2町の市町間で協定を結んでいるわけですが、その辺のところ町長として再確認はされたかどうかということをお尋ねいたしたいと思います。

湖東定住圏構想の中で実施されるということになっておりますが、何ら問題がないと私も思っておりますけど、前市長がこれは自分の公約だったからなというような話も伺ったりもしておりますし、その辺のところ、新体制になって、いい方向に向くような話の内容があればいいとも思いますし、予算的にも何ら問題はないとは思いますが、その辺のところをお伺いしたいと思います。

○建部議長 町長。

○北川町長 お答えをさせていただきたいと思います。4月の選挙で、獅山市長から大久保市長、改選の結果、大久保市長が継承するという事で市長になりました。それ以降、我々も1市4町のいろいろな事業がございますので、その都度、その都度、お会いをしていろいろな協議もさせてもらっております。

そういう中で、幾つか事業が今までから継続して行われている事業がございます。給食センターの問題も、大変大きな事業の1つで、これは1市2町が取り組むというようなことで現在も進めております。ほかにも、例えばごみの焼却場の問題なんかは、前市長と今の市長ではちょっと考えの隔たりがあって、前市長が考えておられたことに対しては、私としては白紙に戻したいというような答弁もされました。

それ以外のいろんな、例えば、広域行政組合とか、もうじき完成します医療センターの問題とか、あるいは定住自立圏において災害協定を鳥取県と結んだとか、必要な部分については継承するというようなことでございまして、給食センターもその点においてはしっかりと継承させていただくということで、事業は進んでおります。したがって、この12月議会に給食センターについては、彦根と豊郷は補正予算を組むというような形で取り組んでおられますし、私どもは来年の2月がちょうど議員の皆さんが丸2年になるということで、そのときに補正予算を組ませていただくというようなことで、給食センターについては、順調に進んでいるのではないかなと思います。

あと、事務方での協議については、担当の方から申し上げます。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 順調に進んでいると理解します。

次に、2番目の話なんですけど、1市2町での会議等が進められていると理解しますが、今どのようなことが会議で行われているかというようなことを、内容を含めた形でお答えいただきたいんですが、私自身も産建の委員長としまして、幾らかは把握しているところもありますが、議員全員にわかるような形でお答えいただければいいかなと思います。よろしく申し上げます。

○建部議長 教育次長。

○金田教育次長 それでは、お答えをしたいと思います。

加入いたしましてから、今日まで約8回ほどの会議を開催いたしております。それは、担当者によります整備、運営、特に工事、設計、また使用熱源はどうであるべきか、衛生管理、地産地消等々の問題についての協議が8回ほど開催されました。

それと、栄養教諭、または県の保健所の専門員さんと保護者の代表の方々によります、例えば、食育の問題とかアレルギー問題、さらには給食費等に

関する問題を分科会等で話し合いをしております。さらには、調理師とか教師によります食器の選定委員会なども開催をそれぞれされているということでもあります。

以上であります。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 今のところ、順調に進んでいるという理解をしたいと思います、その中で、甲良町が特に要望していることというのが、人事の面はちょっと問題があるかと思いますが、農産物の関係とかその辺のことは毎回のような形で要求していただかないと、忘れ去られても困るものですし、それ以上の納品ができればいいかなと思いますので、その辺のところは必ず念押しをお願いしておきたいと思います。

それから今、3番目の話も出ましたが、現在は今年度中の実施設計が終わるという理解でよろしいでしょうか。新年度から着工というような形になっているかどうか、その辺のことをお願いします。

○建部議長 教育次長。

○金田教育次長 予定どおり、今年の7月に設計業務は、水原設計さんをお願いするということで契約が完了しています。そして今、設計業務につきましては、最終的な詰めに入っているという段階であります。

それと、これはお願いなんです、先ほど町長がお話ししてくれました。実は、26年度当初予算で、建築工事の予算をお願いする予定でありましたが、その後、県、国との協議におきまして、この交付金の関係で、特例加算が25年度はかなり配分がいいというようなことがありまして、25年度事業とするということで、より有利な交付金、補助金が受けられるということになりました。したがって、先ほど町長が申し上げましたとおり、豊郷、彦根はこの12月議会で建設工事の費用を補正でみていると、上程をしているということになります。

甲良町におきましては、2月議会でよろしくお願いをしたいと。2月で議決いただきましたら、早速、入札を行い、26年4月から繰り越し事業で着手をするということになります。それで、27年1月には建物の引き渡しを受けまして、2月、3月で各種機器の事前の試運転などを行って、4月供用開始に向けて準備を進めるということになりますので、よろしくお願います。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 今、言われた12月補正というのは、彦根市と豊郷の話だと思うんですが、総額19億何がしだったというふうに理解しているんですが、その辺のところ、特例交付金がつくという形で前倒しだという理解で、2月

の臨時議会に諮るというものでよろしいです。わかりました。

それで、4番目の現有施設に関して、どのようにされるのか。新規に稼働した後、この現有施設は残るわけですけど、どのような利用を考えておられるかということをお伺いします。

○建部議長 教育次長。

○金田教育次長 この件につきましては、現在、検討中といたしますか、今後しっかりと検討していきたいと思っております。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 利用面はいろいろあるかと思うんですが、面積がどれだけあるかというようなこともあるんですが、現有施設を利用して、農産物の加工施設に利用するとか、あるいは教育文化ゾーンであるとか、福祉施設としての利用ができないかとか、その辺のところもいろいろあるかと思しますので、今後の検討課題にさせていただきたいと思えます。

次に、防災についてお伺いします。

先の18号台風で犬上川左岸堤防が相当ひどくやられました。滋賀県下も災害があり、きのう、今日あたりの新聞では、土木の関係で100億、県下全体で指定されいまして、河川災害が550カ所、78億円というような形で見込まれているわけですけど、現状の18号台風で犬上川左岸が壊れています。金屋地先あるいは小川原地先、その辺のところも壊れているわけですが、現在、国の激甚災害の指定は受けているかどうかということがわかれば教えていただきたいと思えます。

○建部議長 建設水道課長。

○若林建設水道課長 結論から申しますと、犬上川を直接管理しております県湖東土木事務所に尋ねたところでございますけれども、激甚災害の指定は受けることができなかつたということでございます。これは、国土交通省関係でございまして、農林関係につきましては、激甚災害の指定を受けたと聞いております。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 激甚災害にはなっていないということなんですが、新聞等の報道では、来年度末までには補修を仕上げるというようなことも言われておりますので、犬上川が漏れないように強く要望しといていただきたいと思えますが、2番目の県の改修計画という形なんですが、金屋地先のところは、つい1週間ほど前まではブルーシートがかかっていたんですが、今は全面的に撤去されています。何らかの作業が入ってくるんだと思うんですが、今現在、進入禁止の縄張りも外されていますし、その辺のところ、ちょっと危険は伴うなあとはおっしゃるんですが、どういうふうな工事計画、工程になってい

るのか。

それと、下流域の方の小川原地先のところが、今、盛土の堤防をされましたが、現状のままで完成という形なのか。それと、前にも指摘したと思うんですが、完全に崩れているところから下流域、それとか小川原のグラウンドゴルフ場のところとか、あの辺のところが相当えぐれていると思っていますし、次の台風の後、先日も見に行ったんですが、前に撮った写真よりはえぐれていますので、徐々に壊れていくという形のところも見受けられます。その辺のところ、今どのような形で県がされているのかというのがわかれば、お教え願いたいと思います。

○建部議長 建設水道課長。

○若林建設水道課長 今、議員が申されましたように、町といたしましては、金屋地先における堤防の損壊と、小川原地先におきますブロックというか、下の根固のブロックが取れたところについて、県に対しまして要望を行ったところでございます。

それで、金屋地先の方につきましては、一応、県としても災害復旧の対象工事ということで、国の方に要望をいたしまして、この11月28日に国から災害査定官が来まして、災害というように認定をいただいたところで、それによって、仕事を進めるということでございます。

それと、小川原につきましては、防災ステーションの方にそういう災害のときに備蓄してある資材を使いまして補強工事を行って、今回の災害の認定というか、復旧工事の方には要望しなかったということでございます。

それで、金屋の方につきましては、一応、延長が130メートルほど。まだ、査定の段階でしっかりしたものではないんですけど、130メートルで、高さが6.56メートル、勾配が1割勾配で、ブロックの張りかえ面積が1,193平米の災害復旧工事、かなり大きいんですけども、これを行うということの査定をいただいたということでございます。詳しい設計はこれからでございます。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 そういう形の中でどんどんやっていただかないかとも思うんですが、要望事項として、やはり国土強靱化施策というのが、きのうも参議院を通過したと思うんですけど、従来の補修で終えるということじゃなくして、強靱化施策という工法を採用していただくようことをやっていただかないと、また来たら壊れるというような形ではいかんわけですから、その辺のところは機会があれば要望していただきたいと思います。まだ、設計段階だと思いますので、その辺のところを町として上げていただきたいと思います。

それから次に、水害防止するためにはどうしたいかという話で、前もち

よっと話をさせていただきましたが、川の瀬を変えることと、それから、河川の中の雑木の状況、この辺のところはネックになっていると思います。それで、私自身、今の犬上川の現状を見ていまして、昭和40年代の前半までのところでは、ほとんど河原の中に雑木が生えていたというようなことはなかった。それは、なぜかと言いますと、砂利採集が行われていたからだと思います。当時のことから比べますと、川底が盛り上がっている。犬上川の現状で、全部が全部とは言いませんけど、右岸と左岸を見た場合に、右岸が高くて、左岸が低いんですよ。いわゆる、甲良町側が蛇行してきて、どんどん水が当たる方向できているというところが数多いと思います。右岸側は、私が見ている限りでは、4、5カ所になっているかと思うんですが、ほとんど高くて蛇行して当たっているようなところはないと思うんですよ。

その辺のところこともあるので、一度、県に浚渫の要望というか、砂利採集をさせるとかの要望をしていただきたいなど。やはり、新幹線とか近江鉄道のところとか、橋のあるところは難しいとは思いますが、大分、私は盛り上がっていると見ていますので、あの辺のところの浚渫要望。それから、今、滋賀県が盛んに言っています長浜あたりでは、もめにもめている河川の問題、何条例やったですか、あの辺のところの問題も堤防強化云々よりも河川を下げろという話が最近、大分出ていると思うんですよ。その辺のところの問題がありますので、私は甲良町のあの辺を眺める限り、8号線の下流でも盛り上がっていると思います。

その辺のところ、一度、浚渫の要望をしていただいて、川の瀬の直線化ができるかどうかはちょっと問題があるかと思うんですが、岩が出たり何かしますから、その辺のところの問題もあるかと思うんですけど、一遍お願いしていただきたいなど。

それと、前々から言っています河川内の雑木の除去ですよ。堤防の方は、徐々にやっておられるんですが、やはり、川の中で木が大きく育っていますので、あれも瀬を変えている1つの原因にもなっているかと思っておりますので、その辺のところをひとつ要望していただきたいなどと思います。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**若林建設水道課長** ただいま議員が申されるように、例えば、金屋の今の損壊箇所につきましては、頭首工のところから真っすぐそこに水が当たるといような状況でございます。これにつきましても、土木の方に瀬が変えられないかというようなことを申しましたけれども、瀬を変えるというのは、なかなか大変なことで、変えると、下流域の川の蛇行がどうなるかということがなかなか判断できなくて、新たな災害を生む可能性があるということで、この判断というのはなかなか難しいということでございました。

それと今、申されましたように、浚渫とか雑木につきまして、特に、雑木の除去については、計画的に進めているという返答でございました。今後とも、土木事務所の方には雑木の計画的な除去と、今、申されましたような浚渫については強く要望していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** 雑木の除去は環境対策にもなっていくとも思いますし、3月に行われるクリーン作戦で皆さんがやっておられる中で、ご存じだと思うんですけど、ごみは拾うけど、横の雑木がどうにもならないと。この間の小川原地先なんかでも、水がそこまで来ていても、草がかぶっているから、木がかぶっているから見えないわけですよ。ああいうところも決壊してからではもうおそいわけですから、あの辺のことは早く、毎年、毎年、要望して行って、もっと大がかりにやっていただくようなことをお願いしたいなと。

それと同時に、18号台風を見てからもわかりませんが犬上川の水質が相当悪いと私は思っているんですね。芹川、愛知川、犬上川、この3本ぐらいの比較ですけど、やはり水の色が透き通ってあるんですよ、芹川と愛知川は。その辺で、原因は何かといったら、大君ヶ畑の土砂崩れだとか、そういうところでなかなか濁りが取れなかったというようなこともあるかもわかりませんが、犬上川の水全体が、当初から石の上で川を渡るときに、素足で渡ってもひっくり返ってしまうというような状態で、いわゆる滑るようで、ごみと藻とか、ぬるぬるしたぬめり、その辺のところで水が汚れている証拠だと思うんですよ。先日も、犬上ダムに行ってきました、犬上ダムの一番底から水を抜いているんですけども、上から見ても、水色をしていないんですよ。もう黄色く見えるんです。やはり、水がすきっとしていないというようなことがあるので、我が町はせせらぎの里、清い水だという形の中でまちづくりが行われているわけですから、清流が流れるようなものにしていかないかなと思いますので、一度、水質調査を依頼してほしいなということも思っておりますので、ひとつよろしく願いしておきます。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**若林建設水道課長** 水質調査がちょっとどこの部署になるかわかりませんが、一度そういうデータがもしなければ、一遍やっていただくようにしようと思います。検討します。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** それでは、次の質問に入らせていただきます。

防災無線ということなのですが、18号台風で大雨特別警報が発令されて、そのときに、どのように対処されたのかということ、また、いつそれ

を町民に知らされたのかというところをお聞かせ願いたいと思います。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 台風18号による町民への周知ですが、15日の深夜に町職員の災害警戒班というのを出動させまして、5時5分に大雨特別警報が出されました。それで、町民への周知につきましては、町長も来ていただいて指示を受け、5時30分に防災行政無線の放送をさせていただきました。その後、町内の方で登録されている方には、登録制メールの配信を5時40分に行いました。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 一応、速やかにやられたという理解でよろしいですね。それでは、後の方にまとめて話をします。

それから、防災無線とは直接関係ないんですが、犬上川のところで通行どめ処置、あとそれ以外も何か所かやられたように思いますが、この辺はいつ誰が指示しているのかと。消防団長が一番だとは思いますが、その辺の関係で、その連絡がどこから上がってきているのかとか、そういうところ辺をお聞かせ願いたいと思います。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 通行どめにつきまして、町長、それから消防団長、防災担当課が協議しまして、金屋橋から2メートルぐらい水位の余裕があったんですが、やはりもういつ壊れるかという危険なこともありまして、多賀町とも協議させてもらって、通行どめをさせていただきました。

それから、町内であと2カ所、通行どめをさせてもらったのは、第一化成の下の道ですね。あそこが、鋭角の水路になっていまして、ごみがかかりたまって、道路冠水して、田んぼももう道路もわからない状態でありましたので、そこも橋本芳明さんのところから東部宅造の端っこまで通行どめをさせてもらっています。それから、もう1カ所、尼子のカントリーの下の新幹線沿いの道ですが、そこも道路からかなり冠水しまして、道路も川も田んぼも全くわからないという状況でありましたので、そこも通行どめをさせてもらっています。町内では、その3カ所を絶えず見に行っているんですが、その3カ所を通行どめという形で処理をさせていただきました。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 その通行どめ処置というのは、防災無線でも併せて流されているわけですか。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 防災無線では周知していませんが、バリケード等でその現場に行っていていただくと通れないという形しかしていません。町民への周知はで

きていません。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 幹線道路、他所へ行く道でもありますので、できれば併せてやっていただきたいなど要望しておきます。

それから、次の3番目で、気象台から警報が出された場合、甲良町にはどのような通報で知らせてくるのかということをお聞かせ願いたいと思います。それで、先ほどから周知はされているということですが、町民への夜間を含めた場合の通知の仕方、その辺お聞かせください。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 気象情報の伝達につきましては、気象台から発表後、滋賀県の防災危機管理局から県下一斉に受令電話機を介して音声の通報がされます。そのほかに、土木防災情報システムなどで随時、情報収集を行っています。

町民への周知方法につきましては、防災無線が今のところ主な通知方法でありまして、登録されている方には登録制メールというのも活用しているところでございます。

それから、10月にそのようなことがありましたので、11月から緊急速報メールの運用を開始しました。これは、携帯電話大手3社と契約しまして、甲良町域にいる人に強制的にといいますか、すぐメールが配信できるような体制をとったところでございます。今後は、何かあればそういう形ですぐに甲良町域の方にメールが配信できるように体制はとっております。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 きちっと伝達経路はされているんだと思いますが、ここでひとつ要望したいんですが、最近、大雨特別警報が出るというような形で、地域にゲリラ的な雨が降っているわけですね。その辺で、この間の雨も甲良町全体でどんだけ降ったのかというようなデータは甲良町にはないと思うんですね。その辺のところ、雨量計設置、国で考えているところもあるようですが、地域的に絞ってきた形で表示されるようなことを国へ要望していただくか、町独自でつけるとか、やはりやっておかないと、最近はどこで雨が降ってくるかわからないということがありますので、検討願えないかなと思います。お答えいただきたいと思います。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 雨量計の話が出ましたけれども、町長も直接、知事に、また私も彦根土木の担当課長に犬上川の水位計が甲良町域にないということで、甲良町としては、河川をパトロールしている途中にどこを基準にして危険かどうかというのを判断できないということを申し上げまして、甲良町域の橋と鉄橋等が4カ所ありますので、どこかにそういう水位計をつけていただき

たいという要望もしています。

また、おっしゃったような雨量計も今後はつけていくように要望をしていきたいなと思っておりますし、当日もあと一步で、全職員を招集して警戒態勢に当たらんならなという危機感も覚えていましたので、今後はそういうときは慎重に対処していきたいなと思っております。

○建部議長 町長。

○北川町長 9月15、16日の降雨については、私も金屋橋の方も何回も足を運んで見ておりますが、町内で降雨量をはかるよりも、鈴鹿山系の山の降雨量をはかる方が先やと思うんですよね。多賀町から連絡をいただいたのは、24時間で600ミリ降ったというようなことで、今回、犬上川はかなり増水したのではないかなということなんです。

今後は、多賀の方と連絡を取りながら、山の降雨量がどの程度かというようなことも常に連絡をとりながら、そういうのも判断基準の1つにさせてもらうということも大事かなと。

それと今、総務課長が言いましたように、私も知事には何度も水位計の問題は言っております。榑崎橋と千鳥橋、8号線の橋、そこ2カ所には水位計があるんです。ところが、この2.4キロの甲良町域の流域のところの橋の中にはそういうものはないということで、我々も非常に判断しがたいということで、そのことを強く要望はしておりますので、今後もその都度また、求めていきたいと思っております。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 よろしく願いしておきます。私もインターネットで雨量を調べて、彦根气象台と、昔は霜ヶ原にあったと思うんですが、あれが消えてしまっていて、ちょっとわからないと。ここで雨が降っているのに、彦根はゼロミリというようなことで出ますので、その辺のところもありますので、よろしく願いしておきます。

それから、防災無線の話なんです、一部の家庭で聞こえないという形で、総務課長にはそういうことを言ってきたら教えてくださいということで聞いているんですが、連絡させていただいているんですが、なかなか来てもらっていないということを1カ月ほど前に聞いております。その辺で、どういう体制をとっておられるのか、現実、聞こえない人もおるのか、私自身が防災無線を字内に放送したときには、防災無線の扱いどおりにやるのに、3回ぐらい入らないんですよね。もう一度やり直せというように出ますし、災害で行事を中止するというときに使っていたんですが、私1人がやっているんじゃないかと、慣れてる人も呼んできてやっていたんですが、4回目でやっと成功したという形で出てきていますし、いろんな障害が出てきていると思う

んですよね。

それと、一部、聞こえない人が、大分前の話、3年か4年前の話だと思うんですが、アンテナをつけてもらったらよう聞こえるようになったと聞いています。その辺のところの問題がどうなっているのかということと、町の放送は聞こえるけど、字だけの放送が聞こえないというようなケースがあるのかどうか、その辺のこともちょっと一度お調べいただけんかなと思いますので。どのようなことをやっていただけるのかということと、修理依頼をした場合の確認はどういうふうに行われているのかということをお聞かせください。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 今、ご指摘いただいた件ですが、24年、25年で113件の依頼がありました。3日に一遍、4日に一遍、総務課の方に電話をいただいて、その修理に業者の方にはファクスで家と地番と電話番号を書かせてもらって修理依頼をしているということでございます。業者によっては、すぐに対応できる時、ちょっと2、3日、4、5日かかる時もありますが、一応行ってもらって修理したものについては、ファクスで返事をいただいているというところでもあります。

ただ、中によく苦情があるのは、一遍来てもうたけども直らなくて、もう一回のときがなかなか来てもらえないということがあるということです。総務課とも相談していたんですが、ノートみたいなをつかって、この家は確実に修理できたかどうか、誰でもわかるような体制をとっていかうということを今、検討しています。今までですと、担当者がその都度、注意してまして、確認していたんですが、それではなかなか電話は誰が取るかわかりませんので、皆さんが取っても、総務課の誰が取ってもわかるような体制をとっていかうことを考えています。

補修業者であるパナソニックシステムソリューションというところをお願いしてまして、そこがノセヨさんに委託をされているようですが、うちとしては、今のところただちに対応をさせてもらっています。よろしくお願ひします。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 よろしくお願ひしておきます。

それでは、次に鳥獣害対策についてお聞きします。

獣害対策として、鉄砲なり爆竹なりとかいろんなことで対策がとられていると思うんですが、駆除をされていますけど、その辺の成果と効果というようなことが何かでわかるかどうかお聞かせください。

○建部議長 産業課参事。

○**阪東産業課参事** 本年の11月末現在の駆除の成果に関しまして報告させていただきます。

ドバトが15羽、イノシシが27頭、鹿14頭です。これが11月末の成果でございます。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** これをやったことによって、もう来ていないかという、そうではないと思うんですね。それと、カラスなんか鉄砲で追われて、よその方へ行っているだけというような形になっていますので、カラスは打ったらあかんと聞くんですが、ある人によると打って構へんという話も聞きますが、住宅が近いから打たないのか、その辺のところの問題もあるんですけど、カラスの被害もやはり相当ひどいものがありますので、ここで成果は上がっていませんよね。その辺のところ、今後の課題としてカラスの対策もっていただきたいなと思います。

それで、成果が上がってきたわけですけど、確認というのはどなたがされているんですか。

○**建部議長** 産業課参事。

○**阪東産業課参事** ドバトに関しましては、猟友会の方が町内でとったものを役場のところに持ってきてもらいまして、これを紫雲苑の方へ持っていきまして処分を依頼しております。それと、ほかの鳥獣に関しましては、現場でとった後、尻尾を切りまして、横腹に一連の番号をスプレーで書きまして、この写真と狩猟者を張ってもらいまして、その写真、2枚を町の方に提出していただきまして、それで確認を行っております。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** 確認されているという形なんですけど、今、滋賀県の中でいわれている量と、もう何万頭と鹿なんかいてると聞いていますし、その辺のところ、甲良町のところにあんまり寄りついていないのかという問題もあるんですけど、この中で被害が出ていると思うんですね。被害が出てきて、それはどの辺で、勝楽寺、池寺、長寺のその辺の地区だと思うんですけど、どのような被害が出ているのかということが確認されているんですか。お聞かせください。

○**建部議長** 産業課参事。

○**阪東産業課参事** 農業共済の調査の関係は、精算金額の補償ということになってきますので、鳥獣害の被害としましては出てません。直接、集落の代表者の方に調査を願っています。その結果を言いますと、猿による被害が豆類が10アールで5,000円、野菜が5アールで5,000円、鹿による被害が果樹で28アール、11万円、合計43アールで、今年度の被害は1

2万円でした。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 今、言われたのは被害補償に当たることですかね。要は、被害状況の中で、イノシシが稲の中で寝ころんでがたがたにしてしまうと、それから、ミミズを掘るとかというようなことをすると、もうその米は食えないというようなことも聞くんですが、その被害は報告はないですか。

○建部議長 産業課参事。

○阪東産業課参事 農業共済の調査の結果なんですけども、最終的な敵方の被害ということになってきますので、天候とか獣害という原因の区別ができませんので、そこら辺の調査の結果、鳥獣害の原因が何ぼやということは、ちょっと出ていません。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 私も最終確認はしていませんので、これが出荷されているものかどうかという問題はわかりませんが、ものすごいにおいがつくんだということを聞いていますので、その辺を一度、産業課の方で調べていただいて、補償問題ができないのか、できるものなのか、そんな米を食べさせられたら、品質が皆さんの方へ影響もしますので、その辺のところを何とかとっていただきたいなど、聞いていただきたいと思いますので、要望しておきます。

それから、蜂の巣駆除に関しましてですが、前回の議会のときの全協のときにも私はちょっと申し上げたんですが、スズメバチの被害があちこち、我が金屋の地区でもお宮さんの中に出ていまして、2カ所ぐらいあったと思うんですが、その辺のところ、スズメバチの被害があちこちに出ているかと思えます。その辺の相談が、甲良町の方へ何件ぐらい要請されて、どのような指導をされているかというようなことをお聞かせ願いたいと思います。

○建部議長 住民課長。

○山本住民課長 スズメバチの被害につきましては、私どもが聞いておりますのは、大体、年間6、7件ぐらいということで、今年度ですが、民家の方については4、5件、先ほど議員がおっしゃいました公共施設については、水路が1件、公園が1件ありました。それと、各学校、保育園等につきましては、東小学校が5件、西小学校が2件、中学校が1件ということで、あと保育園、幼稚園、保育センターについては、今年度はなかつたということで聞いております。

それと、指導につきましては、今年度は各民家につきましては、個人さんでお願いしますということで、業者の方を紹介させていただいておりますし、公共施設につきましては、直接、職員が行って、取れるところは取っております。どうしても取れないところについては、業者の方へお願いして、取っ

ております。

以上です。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** 前も話したと思うんですけど、スズメバチは2度刺されると、アレルギーのある人だと思いますが、死んでしまう可能性があるという報告もされていますので、そばに寄るのもなかなか危険なことですし、私自身も一遍、退治したことがあるんですけど、危なくて仕方ないというところがあります。その辺で、個人でやられる、外注されているなら、これはいいと思うんですけど、個人で火をつけて燃やしてしまうという人もおりましたし、その辺ところで火事になってはいけないわけですし、その辺のところの問題があるかと思いますが、駆除費用が平均どれぐらいかということが定かではないんですが、2万円ぐらいということもお聞きするんですが、今回の町長の公約の中にも入っているかとは思いますが、補助金制度を早急に設置していただいて、これから秋、冬は出ないかと思いますが、4月以降、これはもう出てくるもんだと思いますので、制度設置をやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○**建部議長** 住民課長。

○**山本住民課長** 議員の指摘されていますとおり、蜂による被害が出てからではおそいので、町長もマニフェストに書いていただいておりますので、次年度に向かって、補助金要綱等、それから、予算計上を考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** よろしく願いしておきます。

そして、最後になりますが、先ほどの堤防の絡みのところで、ちょっとずれる話ですが、前から建設課の方へ要望していました名神の下のバイパス道路。あそこが、ごみが詰まって水がたまるというような形で、何とかしてくださいという話をやっていたところ、12月2日から3日ほどかけて、ごみとか周辺の清掃をしていただいております。効果のほどは、まだちょっとわからないんですが、多分、水が抜けるということになっているかと思っておりますので、それは確認しますが、どうもありがとうございました。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○**建部議長** 西川議員の一般質問が終わりました。

続いて、7番 木村議員の一般質問を許します。

木村議員。

○**木村議員** 7番、木村でございます。改めまして、先ほども阪東議員も申されていましたが、北川町長の2期目ということで、ぜひともマニフェスト

完遂を目指して、遂行を目指して頑張っていたいただきたいと思います。

また、山田議員におかれましても、ご当選おめでとうございますということで、改めてお祝いを申し上げます。

私事ですが、私のモットーとして、是々非々で頑張りたいと、前回の選挙でもポスターにも書かせてもらいましたが、ほとんどの議員が、いわゆる悪いことは悪いと、ええことはええという思いを持って、いろんな議案に対して向かっておりますので、山田議員におかれましても、そういうようにひとつよろしく願っていたしたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

相手に物事を教えるとか、理解してもらおうということは非常に難しいことでございます。自分ではわかっておるわけで、それを相手に教えるということは、過去にも私も経験がございますけど、教育実習で中学生に物事を教えるということがございましたけど、ほんとうに非常に簡単なことやのに、簡単にはあかんのやというようなことで、生徒さんに納得をしていただくのに苦労したという覚えがございますので、今、言いましたように、あえて納得してもらおうということは非常に難しいと思います。ということで、まず最初の質問になるんですが、簡単にでもわかりやすい説明をお願いしたいと思います。

「せせらぎの里こうら」について、会計関係のことが質問に入っているわけですけど、要は、行政というのは1年間、予算をもって事業が決まり、遂行されて決算になるという流れがございますので、1番、特に「せせらぎの里こうら」についての予算関係のことは、ひとつわかりやすく、学生だと思って答弁願えればと思います。あの方方は、多分早く済むと思いますので、ちょっとここの1の部分に時間を割いてもらいたいと思います。それでは、早速やらせてもらいます。

まず、9月補正をされたわけですがけれども、せせらぎの補正予算を含め、一般的な行政の予算、いわゆる歳入、歳出の仕組みということを説明願いたい。例えば、農道舗装なんかで、補正予算を以前にも組んでもらったことがあるんですけど、農道舗装などの補正予算とはちょっと違う、この「せせらぎの里こうら」の9月補正をしていただいたときには、ちょっと違うんじゃないかと思っておりますので、説明をお願いしたいと思います。

○**建部議長** 道の駅管理室長。

○**茶木道の駅管理室長** 9月で特別会計のこの運営事業の補正させていただきました。根本的には、地方自治法で歳入があれば、歳出をみていくという定めがございます。これに基づきまして、歳入があるからこそ、歳出をしていくということが基本でございます。今回の9月補正については、私も十分

に説明をさせていただいたつもりですが、不十分な点もあったのかなど、自分でも反省をしているところがございますが、やはり今回の大きな補正の額につきましては、歳入があるということは、生産者の売り上げがあるということから、歳入を見込んで、それに対する売り上げの支出をしていかなければならないということで、歳出予算の計上をさせていただいているということが根本でございますので、入があれば、歳出をみていくというのは地方自治法に基づいて予算計上させていただいたということでございますので、ご理解をいただきたいなと思います。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。後の方でも、また同じような質問になるかと思いますが、同じような説明でよろしいので、できたらお願いしたいということをお頼みしておきます。

その次に、甲良町の道の駅、いわゆる16番目ということなんでございますが、県内の道の駅で、オープン後、2、3年と書いたわけですけど、2、3年の営業形態および状況をわかる範囲で、もちろん全てとは申しませんので、わかる範囲でお願いしたいと、聞きたいと思います。

○建部議長 道の駅管理室長。

○茶木道の駅管理室長 今回の運営につきましては、当分の間、町の方で運営をしていくということでご理解を願っていると思いますが、当初から、この計画の段階におきましては、いわゆる民営化をやっていくというのが、本来の姿でございますので、年内にも町長と内部協議も大分しておるところでございますので、その内部協議に基づいて、新たな民営の方向をしっかりと見出して、経営形態を変えていきたいというのが、本来の考え方でございます。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 ほかの道の駅の形態というのは、わかりませんか。

○建部議長 道の駅管理室長。

○茶木道の駅管理室長 全国的な部分で調べさせてもいただきましたが、町が運営している、いわゆる行政が運営しているという箇所は何か所かございましたが、それにつきましても、約2、3年後に民営化されているというのが現状でございます。そういうところの行政の方にも問い合わせもさせていただいたということもございます。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。わかりました。何とか2年、3年といわず、少しでも早い方がええかとは思いますが、そういう形態になることを祈っております。

その次に、せせらぎの里の本オープンのその後の概算の利益額というのが

気になりましたもので、お聞きしたいんですが。何か資料があればお願いしたいんですが。

○**建部議長** 道の駅管理室長。

○**茶木道の駅管理室長** 今ほど、お手元の方、皆さん、各議員さんの方にもお配りをさせていただきました。これは、款、項、目でいえば、目の中の直売所運営費、これを細分化させていただいて、売り上げの実績を4月から10月まで計上させていただきました。11月は終わっているわけですが、今、その辺の整理をしておりますので、今回は10月までということでご理解をいただきたいと思います。

まず、上の売上代金でございますが、全体合計でお話しさせていただきますと、合計額、4月から10月で6,801万7,000円の売り上げでございます。平均いたしますと、7で割らせていただきますと、971万7,000円の売り上げでございます。ここに、この下にございます売上原価でございますが、いわゆる生産者に85%支払う部分、また、軽食コーナーで材料購入をしている部分、端境期で市場から購入させていただいている部分等々を含めると、支払っている部分が、5,055万2,000円でございます。今回の目で、直売所運営費で計上させていただいておりますので、そこには、いわゆる販売員さん8人の人件費、臨時調理師さんの人件費がございます。これを人件費合計2という形であらわしておりますので、この支出が747万7,881円ということでございます。

それから、必要経費でございますが、駐車場の電気代とかガス代等々がございます。これが、約220万5,000円、支払いをしております。ここにまだ計上はさせていただいておりませんが、いろいろ消耗品がございますので、それが支出で約200万ほどございますが、そういうことから今回のこのペーパー上の実収益は差し引きさせていただきますと、合計額で約778万2,000円ということで、今、収益を上げているものでございます。

あと、下には入場者数がございまして、10月まででは18万5,171人、45%の方が購入していただいて、購入平均単価については809円ということになっております。10月までの約7カ月間の資料でございますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

以上です。

○**建部議長** 木村議員。

○**木村議員** 沢山数字が並んでおりますので、今すぐという把握はできんわけですけど、今の実収益1-2+3の部分で見えますと、平均で約130万ほど、月にということの理解でええんだと思いますが、これはまた勉強さ

せていただきたいと思います。

ただ、1つ気になるのは、9月補正のときに繰入金マイナス500万と書かれていたと思うんですが、それは利益の一部であるという認識でいいのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○**建部議長** 道の駅管理室長。

○**茶木道の駅管理室長** ご指摘のとおり、収益で上がっておりますので、一般財源を500万円減額させていただいたということでございます。

○**建部議長** 木村議員。

○**木村議員** そうでしたか。合っております、納得させていただきました。

それからその次に、先般の町長選挙あるいは補欠選挙のときに配られたチラシというのがあったんですが、チラシの中に事実とちょっと違うと思われるようなことが書かれていたと思いますので、そのことについてお尋ねしたいと思います。

私の聞いたかったのは、まず4点ほどがあったんですが、なぜオープン半年で多額の補填が必要とか、あるいはお金が回らなくて運営は大丈夫なのかとか、売れたら仕入れ先に支払うという形をとっているのに、なぜ金が必要なのか、あるいは経理はどうなっているのかという4点の質問のようなことが書かれておったわけですけど、先ほども聞いたんですが、9月の議会でも質問したように覚えております。ですから、今の疑問に関しては、どうやら補正予算というのを誤解されているように思いましたので、質問をしたいと思います。

まず、補填という文言と補正という文言の理解度の問題だと思いますが、補填という言葉と補正という言葉について、お教え願えればありがたいと思います。

○**建部議長** 道の駅管理室長。

○**茶木道の駅管理室長** 一般的に、補填といわれると、いわゆる一般財源を補填しながら予算を組んでいくという形の中では理解できるのかなと思います。今回のこの特別会計については、補填ではなく、いわゆる売上計上が伸びていることから、予算編成をさせていただいているということでございますので、先ほども答弁の中でも言いましたように、収入があるからこそ支出をみていくというのが大原則でございますので、それに基づいて予算編成をさせていただいていると。補填といわれると、やっぱり一般財源が補填されているという形でとられやすいのかなと思います。9月補正のときでも、私も説明は誠意させていただいたつもりですが、若干その辺がご理解がしていただけなかったかなという思いもしておりますので、反省をしながら取り組んでいきたいと思っております。

あと3点ほどございますが、お金が回らなくて運営は大丈夫かと書かれておられますが、これについても私の方はちょっと理解できませんので、答弁は控えさせていただきたいなと思います。

仕入れ先の関係でございますが、それについては生産者が出していただいていますので、その売り上げについては、支出はどこから出ているのかというと、やはり予算を計上させていただいていますので、支出から予算をしていくというのが本来の姿ですので、いわゆる入ってきたさかいに、違う通帳から出すとか、そんなことはできません。あくまでもこれは監査対象の予算でございますので、特別会計で監査を受ける以上、しっかりとした経理もやっていくということでございますので、経理の方につきましても、特別会計で伝票を切りながら、町長の決裁を仰ぎながらしていくという本来の姿に基づいて予算経理はさせていただいています。

ちなみに、レジを投入しておりますので、日々、売り上げの関係については、レジの売り上げとパソコンのデータ収集、現金、これは毎日、日計を合わせております。それから、6時半になったら、大体、集計ができますので、7時前には滋賀銀行の夜間金庫に職員が毎日、毎日、銀行までお金を持っていったという状況でございますし、日々、どういう売り上げがどうなっていくのかというのは、レジシステムを導入しておりますので、そこでの日計管理はしっかりとやらせていただいているという状況でございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 今ほども室長が言われましたけど、ほんとうに予算のことにしましては、多分、先ほども言いました山田議員がもう一つ把握しにくいなあと思われていると思えます。というのは、僕が初めて議員にならせたときのいきなりが3月議会の、いわゆる予算の議会でありました。何か右を見ても、左を見ても、えらい難しいなあ、いろいろと勉強していかなあかんああと思っていたことが思い出されますので、今の山田議員の気持ちは重々わかると思えます。

ですから、要は今も室長が申されましたように、説明の部分で簡単明瞭といろいろと一般質問のときには議長が言われておるんですけど、もちろん複雑になったら、私たちは余計わかりませんので、簡単は簡単でいいんですけど、納得のできるような説明をしていただきたいなと要望しておきたいと思えます。

それから、この項目で最後になりますけど、またダブっていくかもしれませんが、同じく9月議会の補正で2, 876万円が議長裁決によって可決されたというような経緯がございました。あのことに関して、万が一、否決だ

ったらどうなっとなのかということで、想像したら恐ろしくなっていておりました。可決ということで事なきを得たんだなあとおっしゃってありますが、あのときに生産者組合に属されている方が、ちょっと私を捕まえて言われましたけど、かなり怒ってはりましたけど、例えば、今、私の後ろに西川議員もおられるんですけど、西川議員もたしか生産者の一員だったと思いますが、あの項目がもし否決になったとしたら、西川議員がものを出されていて、例えば、1,000円なら1,000円で売れたということに対する1,000円の支出ができなかったんじゃないかとおっしゃってありますが、そういうようなことで、生産者の方が怒っておられるということについて、当然だと思っておりますけど、見解があればお願いしたいと思っております。

○**建部議長** 道の駅管理室長。

○**茶木道の駅管理室長** 予算が否決になればということでございますが、予算が否決になれば、これはもちろんのこと、直売所、いわゆる道の駅としての運営ができなくなるということになります。そうすると、やはり内部局でしっかりやっていって、専決処分をしてやるのかとかそういう部分がいっぱい出てくるとおっしゃいますが、そうなれば今後の運営について、生産者との会議もしっかりとして、方向は定めなければならなかったのではないかとおっしゃいます。

○**建部議長** 木村議員。

○**木村議員** ありがとうございます。そういうことで、私はちょっと道の駅関連の特別会計は、ちょっとほかの予算とは若干やけど違うじゃないかとおっしゃいますので、それは私事でございますので、まだまだ勉強させていただきたいと思っております。

そうしましたら、次、2番目の項目に移らせていただきたいと思います。

農地転用のことをお聞きしたいんですけど、以前にも説明があったようなんですが、ちょっと私の記憶に残っておりませんので、改めて説明をお願いしたいと思います。たしか、産業課が出された案が4年ぐらい前だったのかと思っておりますけど、農道転用関係のお知らせというような配布物があったように思います。申請期間もあったように記憶しているんですけど、今現在はどうかというのと、農地転用にできるという区域があったように思うんですけど、それと重ねて説明をお願いしたいと思います。

○**建部議長** 産業課参事。

○**阪東産業課参事** 現在の状況について、説明をさせていただきます。平成21年度に農業振興地域の整備に関する法律第13条の第2項が改正されました。これによりまして、要件を全て満たす場合には見直しができるということになっております。この要件の中に、農業生産基盤整備事業完了後、8年を経

過しているものとございます。甲良町は、平成18年度に灌漑排水事業が完了しておりまして、この8年後ということになりますと、平成27年度以降しか見直しができないということになります。

以上です。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 ちょっと言葉を聞き漏らしてしまったんですが、要は21年に法が改正されたということと、それから、8年間、簡単に言うたらさわれないというようなことだと思んですが、それが、27年以降にまたどういう形か知りませんが、以前と同じ形なのかどうかわかりませんが、いわゆる以前と同じ形やったら復活となるんですが、もう一度、何とか法と言われたんですが、ちょっと聞き漏らしましたが、もう一度お願いできますか。

○建部議長 産業課参事。

○阪東産業課参事 農業生産基盤整備事業ということで、甲良町の場合には、犬上川沿岸土地改良区で行ってございました灌漑排水事業というのが該当いたします。

○建部議長 町長。

○北川町長 いわゆる甲良町の場合は、優良農地圃場整備をしております。過去に土地利用計画の見直しということがございまして、それで、圃場整備の青地も集落周辺については見直しをしようということがありまして、一時、農転ができたという期間がございました。それから以降、金屋頭首工の改修工事、金屋橋より上にあった頭首工をもう少し上の方に頭首工を変更して、頭首工の改修工事をやりました。あの工事が平成18年に終わった。その終わってから8年間は、その頭首工の償却が終わるまで、その間は見直しは一切できませんよ。というのは、要は用水を使うてもらわないと、あの頭首工の償却ができないということで、農地転用は認めませんと、そういうことなんです。ただ、27年度から償却が終わったら見直しができるかという、今、県がもう圃場整備をやって40年からなるころの用水とか用排水路、その改修工事をやっていくという話も出ておりますので、その分について、それがまた実施されると転用はまた難しくなるのかなという部分もあります。

したがって、今現在では、頭首工の償却が終わるまではだめですよということでございます。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 町長、よくわかりました。ありがとうございます。

そうすると、その次に、その項目の2番目の質問で、池寺下之郷線あるいは県道野口線のことを書いておるんですけど、その両サイドにある田畑の農地転用の可能性というのは、今の説明によりますと、現在ではノーと受けと

めなければならないなと思います。それならば、その次の役場東側の農地取得のハウツーとお尋ねしておるわけですけど、その東側の農地を取得されたと聞いておりますし、現実そうだと思うんですけど、そのときはどういうふうな方法で取得をされたのかということをお聞きしたいと思います。

○**建部議長** 総務課参事。

○**中川総務課参事** まず、公民館の駐車場整備用地のことだと思います。まず、その土地につきましては、農地農用地ということで青地でありました。当然、役場が土地をかって埋め立てようと思うと、白地にせんと埋め立てられませんで、今ほど言いましたように、犬上ダムの完了した8年間は白地にはできない。一応、農振法のルールがあります。それを白地にするには、土地収用法という法律がありまして、その事業認定を受けると、町の判断でそこは白地にできますよという法律があります。役場は、その法律に基づいて事業認定をしました。9月17日に許可がおりましたので、産業課の方で白地にしてもらいまして、所有者から土地を買ったという経緯があります。土地収用法に認定されますと、農業委員会にかけなくても埋め立てられるという法律がありますので、それを使って取得をしました。

以上です。

○**建部議長** 木村議員。

○**木村議員** 多分、公共事業のことだけだとは思んですけど、それは個々の事案に対してはだめですか。

○**建部議長** 総務課参事。

○**中川総務課参事** 一応、土地収用法の第1条の目的というのがありまして、公共の利益となる事業に必要な土地等の収用または使用に関し、その要件、手続および効果ならびにこれに伴う損失の補填等について規定して、公共の利益の増進と私有財産の調整を図り、もって国土の適切かつ合理的に利用に寄与することを目的とするという法律で、第3条で31項目あります。基本的には庁舎なり、工場なり、研究所なりということで、基本的には公共事業だけであります。

○**木村議員** ありがとうございます。よくわかりました。

そういう関係で、どうやら農転の農振法については、今のところ凍結されておると理解しておきたいと思います。

そうしましたら、その次に移らさせていただきたいと思います。甲良町の人口問題という部分で、過去にも何度か質問をされておったように思いますが、各字においてさまざまな問題があるわけですけど、現実、人口減になっているのは現実でございます。ほんとうに各字、私は池寺なんですけど、池寺でもほんとうに深く考えていかなければならない部分ということで、私も肝に

銘じて行動している部分がございますが、今回の古川 A S さんの本社がオープンされました。それで、続いて工場の移転建設となるように聞いておりますが、甲良町にとっては、そのことはほんとうに最高のできだったと私は喜んでおります。もちろん、税金関係の増ということは期待するわけですけど、人口増になるチャンスだと思います。先ほどの農地転用ということが関係してくるかと思うんですけど、従業員さんたちに町内に定住をしていただけたらと思います。どのように考えておられるのか。また、そのときには何名ぐらいの増を考えておられるか、2点をお聞きしたいと思います。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中山企画監理課長** 今回の質問でございますけれども、議員さんの方にもご報告させていただいているかと思っておりますけれども、古川 A S の工場増築ということで、現在進んでおります。現在は、25年度に事務所棟、技術棟とが完成して、運用はされておるんですけども、当初から新工場を建設して増員という計画はお持ちでございました。今も当然、お持ちでございます。

ただ、具体的な施工年次等につきましては、やっぱり会社さん等のいろいろなご事情もあるのかと思っておりますけれども、今、何年度建設、何人増員等、具体的な提示はもらっておりませんので、現在では、今ほど質問いただいております年次なり、増員見込み等についてはちょっと予測できないような状況でございます。

○**建部議長** 木村議員。

○**木村議員** わかりました。先日、その古川 A S さんの前を通ったんですが、工場の若干西側になろうかと思っておりますが、駐車場ということで云百台の車がとめてあるのを常々見ておったんですが、この間、通ったときには1台もなかったんですよ。ということは、イコール多分、工場の中に駐車場を確保されて移られたんだなあと単に想像をしておったんですが、そのことがもしもちょっと教えていただければという部分と、あの駐車場の土地を持っておられて、たしか借りておられたと聞いておりますが、あの土地に関しては社宅なりを建てることのできるのかどうかということの2点をちょっとお聞きしたいと思うんですが、よろしいですか。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中山企画監理課長** 正式な情報として聞いているわけではないんですけど、今も車の方は県道沿いにちょっととめておられるのではないかと思います。基本的に工場の裏の方に大きい駐車場、車をとめられるスペースができておりますので、そちらの方へも沢山とめておられるということ聞いております。

それと、そのスペースに関しては、民間の土地として圃場整備のときに

個人所有地として造成されたものでございますので、具体的な内容については、もう個人さんのものでございますので、ちょっと次の答弁については差し控えさせてもらいたいと思います。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 確かに、個人の土地のもので、もちろん個人がどうされるかというところまで、行政が立ち入ることはできませんので、ちょっと出過ぎた質問だったなと思っております。

そうしましたら、もう最後になります。道路整備計画についてということをお尋ねしたいと思います。

県のアクションプログラムによると、池寺下之郷線が平成25年、26年の計画があるように聞いておったんですが、今の状況はということをお尋ねしたいと思います。

○建部議長 建設水道課長。

○若林建設水道課長 議員お尋ねの道路は、町道の池寺下之郷線、通常、東部農免というてる道路だと思います。この道路は、国道307号線から豊郷の町道を経て、県道安食西八目線から国道8号線に接続し、そこから県道の賀田山安食西線を経て、大津能登川長浜線に通ずる道路でございます。この道路につきましても、彦根市、豊郷町、甲良町の1市2町にまたがる重要な広域道路でございます。

このために、議員が申されましたように、滋賀県の道路整備アクションプログラム2013という中に、市町事業としての位置づけがされております。この道路は、広域的な道路でございますので、町道を整備するのがなかなか難しいということで、県の方に対しまして、県道の昇格と県事業における事業の推進をお願いするという要望を再三しているわけでございますけれども、県の方からなかなか前向きに返事がないというのが現状でございます。

このために、甲良町としても重要な道路であるということと、町の新総合計画の中にも幹線道路の改良整備工事に位置づけられていることから、今のところは町において事業がどうか推進できないかということを探しているところが現状でございます。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 わかりました。いろいろな問題があろうかと思いますが、新しい湖東三山インターチェンジというスマートインターができあがっております。それによって、道路の名前はわかりませんが、何本かここら近辺で、307から8号線へ抜けるという道が2本か3本あろうかと思いますが、その道全てに8号線に至るまでに新幹線というのでっかいものがございまして、ですから、その部分が非常に問題だと思っております。それをどういうふうに取り

アするのかということが問題になろうかと思えます。

その部分と、それから、甲良町にとっては池寺から安食に抜ける道の両サイドに、池寺、長寺東、法養寺、下之郷という区がございまして、おのおの数年前からイワダレ草を植えさせてもらったことがございました。だから、今ももちろん植わっているわけですが、各字によって取り組み状況が違いうように聞いておりますが、そのイワダレ草と、先ほど言いました新幹線をどうするのかということの思いをお持ちでおられたら、その部分を聞きたいと思えます。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**若林建設水道課長** 確かに、新幹線を横断する箇所につきましては、いろいろと問題がございまして、甲良町におきましては、尼子の踏切、それと呉竹のところの踏切、両方とも一応、高架で、ガードで抜いていないので、その整備については、そこそこその道路については整備ができております。ただ、役場敏満寺野口線については、再三、彦根湖東土木の方にも要望しておりますように、8号線の交差点で出町の交差点がちょっと未改良でございします。

それで、今ありました東部農免につきましては、一応、幅が狭い状態での橋でございしますので、ここを抜いていくのはなかなか問題ということとは以前からも問題になっているところでございします。

そして、ヒメイワダレ草でございしますけれども、これは具体的にまたこの話が進めば、きれいにしていただいている、特に池寺さんなんかはきれいにしていただいているところかなとは思いますが、これについてはまた具体的な計画が出てきたときに協議をさせていただきたいと感じているところでございします。

○**建部議長** 木村議員。

○**木村議員** ありがとうございます。私の質問は、簡単に終わらせていただくことができました。

ただ、一番最初にも申しましたように、間違っただけを町民が理解されておたらとんでもないなと私も思いましたので、そここのところは、議会だよりなりということで対処をさせていただきたいと思って、今回の質問をさせていただいたということでございます。

これで、質問を終わります。ありがとうございます。

○**建部議長** 木村議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3 時 0 2 分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 建 部 孝 夫

署 名 議 員 野 瀬 欣 廣

署 名 議 員 西 川 誠 一